る意には非じ。且、辛島郷も、別にあれば、酒井郷は川邊村の邊とぞ所思ゆる。

○葛原郷。

今は村名となれり。或人が藏せる建暦三年の田畠譲状に、『在葛原郷。内驛舘依の木垣漆丈、』と云ふ事あれば、葛原村より驛舘川までを懸けて、芝原、上田村なども、惣べて、此の郷なりしならむ。（姓氏錄云、葛原部、佐代公同祖、云々、）

○封戸郷。

嘉暦二年の田畠沽券状に、宇佐郡封戸郷蜷木村、と見にて、又、應永十年宇佐宮坊領坪付に、封戸郷之内、一所青森、一所橋水、脇、と見にて、（橋水は今、橋津と書き、脇は和木と書けり。）又、外宮權禰宜福島大夫、（御塩焼家の天正十五年の古文書に、宇佐郡ふべの郷、江熊伊豆守、とも見にたれば、其の四至、大概は推し計られぬ。（今も江熊村あり。）此は宇佐宮の封戸

の地なり。續紀に、天平勝寶二年二月戊子、奉レ宛二一品八幡大神一（今位田八十町、前五十町、今加三十町、）二品比賣神一（前四百二十月、今加三百八十戸、）封八百戸、百戸位田六十町、と見にたる、是れなり。方今も此の郷計は火葬をせぬ由、或人語りき。（亜兄いふ。宇佐宮緣起に、齊會式當會者、和氣清丸、擬二崇敬之誠一、追祭始之禮、可レ被二遂行之由一、見二寶龜四年二月廿五日御託宣、因レ茲、或割二置正御供田一、（封戸、來繩兩郷御封田）或調二納御衣幣物一、年々守二式日一被二勤行之一以降、懇送數百歳之星霜一矣、と見にて、又、宇佐宮大鏡にも、宇佐郡封戸郷云々、と見ゆれば、宇佐神宮の封戸の地なりしこと、云ふも更なり。）

○向野郷。

下矢部村、福貴野村等の田の字に向野あり。又、小向野村あり。或人は、江熊村より東南豐後に屬せりと云へり。永享六年の古文書に、向野郷宇奈瀬村と云ふ事あり。是れ確なる證なれど、今は然る村名、廢れたれば、是れ又、如何とも爲べからず。後の考を俟たむ。宇佐宮寺造營日記、放生會儀式の條云、次獅子、（中子

安岐郷役、口付封月、向野郷役也、重兄云、正平十一年丙申三月七日の宇佐宿禰所領譲状の中に、同郡向野郷板平、小林、貳段卅、カリ田、四段、小林、田地一段等、一、驛館河ヲケバ東（向野郷分）さ見にたり。

○廣山郷。

今は庄名と成れり。清水、今仁村の近隣より、宮熊庄村の邊までを、弘く云ふ。古記に、宇佐郡三十六士の内に、廣山大藏丞と云ふ人見にたり。地頭なるべし。

○垣田郷。

或人云、古文書に、安心院谷の邊に開田庄あり。カキを音便にカイと唱へしなりと云へり。然も有るべし。板塲村、松本村の田の字に、垣田と云ふあり。古名の遺れるには非じか。事跡考に、垣田郷、今俗云敷田、土俗訛言、と云へるは妄説なり。敷田村の邊は、廣山郷なる事、論を待たず。

○高家郷。

郡の西北にあり。姓氏錄、和泉國天神に、高家首、神魂命五世孫、天道根命之後也、と有り。古史傳第五十段云、紀氏より別りたる家は、姓氏錄に、十四家ばかりも載せられたる、其れみな、手置帆負、彦佐知命の裔になむ有りける。其の中に右京天神の處、大家首高家首などと云ふ姓は、大御家に由ある姓なるべくぞ所思ゆる。和名鈔、信濃國安曇郡に、同名ありて、太木倍と訓めり。越後、能登、佐渡にも同名あり。其は多加也とも、多加倍とも訓めり。此處なるは何れなるか。方今は多木伊と唱ふなり。

○深見郷。

郡の南にありて、今は甚、狹し。豐鐘善鳴錄に、釋淨藏、洛城人、諫議大夫殿中監善清行之子、云々、遊竹斯、抵豐前州深見莊、營一梵宇寓止焉、云々、とあり。

○辛島郷。

今は村名となれり。八幡宮緣起に、辛島勝自と云ふ人見にたり。

○清水。木部。今仁。佐野。大根川。赤尾。上、中、下、猿渡。東、四、山

下。元重。上、下、重兄云、宇佐郡舊記に、宇佐郡元重村、上古、有大伽藍、則七堂伽藍也、山足大池有四十餘、開基退轉始末不詳、今僅存山號、とあり。又、中津川軍記に、永祿五年、豐前門司城主仁保元定、大友家を背きて、毛利輝元に屬す。是れを聞きて、田原紹忍、云々、浦邊清心院の士卒を引率して打ち立ちけり。此の時、元重村の小倉山久全寺の衆徒にも供奉す可き由、申し遣はしけるに、當山の事は、小野好古、建立の地にして、國家安全の爲の山なれば、軍役を許さる可き由、申しけるに、云々、軍勢押し寄せ、久全寺を燒き亡す。此の時、專一坊、御長七寸の地藏佛を抱き、高家鄕に隱れけりとも見ゆ。

末村。木内。今成。中村。

黑村。山袋。麻生。上、中、下、山口。宮熊。富山。敷田。上、中、下、南、庄。上、下、

高村。上、下、時枝。上、下、高家。上、下、東、西、乙女。上、下、尾永井。住江。沖洲。

今井。東、西、中須賀。江島。川邊。畑田。森山。荒木。東、西、城。

葛原。石田。上田。芝原。辛島。法鏡寺。樋田。中原。

別府。大塚。香下。閤。吉松。四日市。山本。拜田。上、下、

矢部。上、下、北山。沖。小坂。廣瀨。櫛野。二日市。新洞。

三沓。高並。船木。上、下、灘。岳之首。小野河內。小稻。大

重見。副。上、下、大副。落狩倉。上納持。平原。瀧貞。小平。

栗山。岡。大坪。龍王。平山。新貝。舟板。境の坪。番

木。佛木。村部。川底。惠良。上、下、土岩屋。田平。荻迫。

臺。羽馬禮。和田。來鉢。西椎屋。山城。原口。五名。

日岳。大門。月股。定別當。野地。宮原。景平。齋藤。

有德原。温見。田所。福貴野。寒水。元村。山之口。疊

石。內河野。上、下、水車。廣連。矢上。上畑。衲屋敷。西光

寺。大村。今井。筌之口。野山。森村。鳥越。妻垣。庄。

上庄。大口田。松本。川崎。板塲。六郎丸。萱籠。東椎

屋。若林。五郎丸。尾立。東惠良。楢本。下楢本。口之

坪。廣谷。笹平。古川。矢津。大見尾。塔尾。長洲。蜷

木。松崎。高森。金谷。佐々禮。大堀。東、西、宇佐。南、北、小向

野。橋津。日足。岩崎。和木。後紀に、寶字八年、和氣朝臣清麻呂、流于大隅國、清麻呂脚痿不能起立、爲拜八幡神輿病即路、及至豐前國宇佐郡楛田村、有野猪三百許、挾路而列、徐步前駈十許里、走入山中、云々、と云ふ事見えたり。楛田村、今はなし。考ふるに、和木村に、彼の卿の船繫石と云ひ傳へたるあり。然れば、和木は和氣を訛れるにて、是れ、即、楛田村なるべし。但、楛田は古名にて、此の卿の御船の着きて、然る奇しき事の有りしより、和氣村と云ひけむを、打ちつ

け、宇佐宮雜掌を呼ばむは無禮さあるに、宇佐郡さ徵に、宇佐郡さあるは更の誤にて、京都郡霜田村なり。楮田を訛りて、霜田さ云へるなり。然なくては、楮田村有二野猪三百許一云々、前駈十許里、さ云へる里數合はざるよしを云ひて、續紀に出でたる京都郡楮田勢麻呂、楮田勝愛比さ云ふを引きたるは、一わたりは、通ひたるやうなれど、非說なり。然るは、霜田村は、山方附きたる地にして、此の例の如く、大概に云へるにぞあらむ。隣牧令に、三十里毎に、一の驛の鎌倉の七里が濱なごの例の里數に非るを思へ。此の村より宇佐まで、今の里數にて、十六町を以て一里さ定められしにて、一里許なれば、西土の里數にては、降りての代の事なりけり。拙、續紀なる京都郡楮田は、今の霜田なるよしは、既く、定村翁も云はれたれど、非は宇佐郡楮田さは、索より、別地なりかし。

江熊。兩戒。山村。出光。金丸。西屋敷。

宇田。熊村。水崎。西木。立石。辻村。楢林。青森。苅田。且尾。久井田。房ケ畑。同名二村。內河野。山藏。矢崎。佐飯田。古市。餘。上、下、此れは餘月（アマリづく）なるべし。出雲風土記に、依二神龜四年編戶、天平里、故、云餘戶一、又、餘戶里、置二長一人一、其不レ滿二十家一者、隸二入大村一、不レ須二別置一也、さ見えたる、是れなり。原村。新原。木之裳。南毛。下市。折敷田。大佛。上市。辻。恒松。田口。中山。平ケ倉。正覺寺。

以上、二百三十一箇村なり。

○宇佐驛。

兵部式に、驛馬五疋を置くよし見えたり。此の驛、今は何處さも知れざれど、何れにも、驛舘川に副ひたる地にぞあらむ。其は驛舘さ云ふ名にて知らる。同式に、諸國驛家。舍屋、民部式に、驛舘一人、さあれば、驛には舘舍の在りし事、云ふも更なり。今、藥鑵さ書くは後の事なり。其は葛原郷の處に引ける古文書を覽て知るべし。かくて、驛舘の在りしは、何地ぞさ云ふに、確には定め難けれど、山本村の南より拜田村に渡る河側の田の字に、古渡さ云ふあり。是れ往方、此の國の府仲津郡より、豐後國府に通へる官道にて、古市村の方に通ひしものさ思はるゝなり。故、驛は下市、上市の近隣に有りしものなるべし。猶、考へたる事もあれど、委曲しくは、官道考に云はむこさす。

重兄いふ、楯谷仲朝臣の集に、宇佐の驛舘に、宮司きんのりまうで侍りしに、雪のふれれば、「千早ふる神の驗の顯れて清めの雪の降りにけるかな」返し、「新りつる神も使もまちつくる人も心の雪さこそ見れ」さあり。又、刑部大輔篤成、宇佐參宮日記に、正安三年二月十六日、著二宇佐河驛一

館、同酉時、著社頭、大貳堂、庵室、西廊屏風疊燈臺以下、自館內造進、云々。又、嘉曆貳年三月、大宮司宇佐宿禰(小山田社)寄附に、驛館の東打上畠地、貳段事、云々、などと見ゆれば、驛館の名も、中古よりぞ有りけらし。宇佐宮現記に、「神は猶流れての世を守るとも水の驛の跡だにも無し」と有る歌も、此の驛舍を詠めるにこそ。又、大和物語に、世の中をうんじて、筑紫へ下りける人、女のもとにおこせたりける、「忘るやと出でて來しかどいづくにもうさはなれぬ物にぞ有りける」とあるは、別に、驛には關係あらねど事の因に記すになむ。

○安覆驛。

兵部式に、驛馬五疋を置くよし、見にたり。安覆は阿布勢と訓むべきか。播磨風土記に、神集之覆形と云ふ地名もあれば、覆は布勢と訓むべき事知らる。此の地名、今は廢れて、何處とも知り難し。且、此の郡ならむ事も、確には定め難ければ、他郡をも搜索すべし。

○媵碕屯倉。

安閑天皇紀に、二年五月甲寅、置豐國媵碕屯倉と見にたり。媵は字書に、媵與凌同、凌離呈。切、音靈、冰也、一曰冰室、(詩豳風)納于

凌陰、(周禮)凌人掌冰、と見にて、如何とも訓み難し。若くは、湊の字の誤などにや。字書に、湊音送、水會也、と見にて、水門の義なり。然らば、築城郡湊村なるべくも聞ゆれど、定め難し。今は板本の傍訓に據りて、暫く、ミサキと訓みつ。さる時は、郡の東北に、水崎村あり。是れミサキを訛れるにても有りなむ。但、水崎と云ふ稱も、嘉承三年宇佐宮諸神事考に見にたれば、新しき名にも非ず。此の考は甚じき臆說なれど、暫く、記して後考に備ふるにこそ。

○藤原部。

筌之口村の田の字に、藤原と云ふあり。允恭天皇紀、十一年の處に、科諸國造等、爲衣通郎姫、定藤原部、と云ふ事見にたるは、此所なるべし。藤原は、本、大和國高市郡にて、衣通郎姫の本鄕なり。部は、群の約りたるにて、今の世に、某組と云ふに同じ。藤

原部は衣通郎姫に賜ひて、郎姫に屬きたる部を云ふ。定とは公より賜ひて、かの郎姫の部なりと國毎に定め給ひしなり。

古今集の序にそとほりとあるは訓を誤れる由、鈴屋翁いはれたり。

○宇佐宮。

神名式云、宇佐郡三座、並大、八幡大菩薩宇佐宮、神名大、比賣神社、名神大、大帶姫廟神社、名神大、○源親房造殿儀式云、正一位正二位以上爲大社、重春云、古史傳に、東大寺戒壇、神名帳の假名に據りて、(ハツマン)と訓まれたり。

一宮記云、豐前國一宮、宇佐宮、玉手次云、諸國に一宮二宮など、定められし年時は、古書に詳に、見ゑたることなし。或説に、聖武天皇の御世に、六十六箇國に、一社づゝ撰び置き給ふと云へるは然も有らむか。

宇佐大神宮緣起云、和銅元年戊、申豐前國宇佐郡內大河流、河西岸有勝地、東岸有松木、變形瑞多、化鷹顯瑞、渡瀨而遊此地、飛空而居彼松、是大神之御心荒畏坐也、往還之輩、遠近之類、五人行即三人殺、十人行即五人殺、重春云、筑後風土記にも、荒ぶる神有りて、往きかふ人さはに取り殺されき。かれ、其の神

を人命盡神(ヒトノイノチツクシノカミ)となむ云ひける。後に、祝ひ祭りて、筑紫神と申す、と云ふ事見ゑたり。于時、大神比義、與辛島勝自、一千日至誠祈申、和銅三年、不顯其體、以靈音夜來而言、我是譽田天皇廣幡。八幡麻呂也、我成靈神後、飛翔虛空無棲息、其心荒者、同五年壬子、依神託、以勅定令造神殿、鷹居瀨社是也、辛島。勝自爲祝職、同勝意布賣爲禰宜、自之妹黑比賣爲采女、幷御戶代田二段進、次辛島。勝波豆米爲禰宜矣、元正天皇靈龜二年丙辰、託宣、此所路頭往還人無禮、就此等甚愍小山田林、移住願給者、大神朝臣諸男、辛島勝波豆米等、小倉山之小山田。林奉造神殿、養老七年癸亥、神詫、我今座小山田。林、其地狹隘、我移菱形山良牟止願給布者、神龜元年甲子、豐前守宇努首男人奉勅、小倉山奉造大神宮、同二年乙丑正月、自小山田社奉移、令致祭禮、又云、聖武天皇天平三年辛未、神詫、我比咩大神也、大御神奉副、奉助化導者也、同五年癸酉、遷宮之時被造宮、

又云、嵯峨天皇弘仁十一年庚子、依神詫、同十四年癸卯、奉造神功皇后宮殿、

重春云、敷田年治が書ける宇佐宮雜徵に、『中殿に、八幡大菩薩宇佐宮、西殿は比賣神社、東殿は大帶姬廟神社なり。今、鎭坐の次第を乱し、中を比賣神社、西を八幡大神と誤稱せり、』と云へり。實に、主と座す八幡大神は、右下の方なる西殿に坐して、一御殿と稱ひ、大帶姬命は左上の方なる東殿に坐して、三御殿と申す事、已も既くより、疑ひ思へりしかども、定め難く思ふ由あるに就きて、暫く、然て置きつるに、今、此の考に據りて、猶、熟く考ふるに、大帶姬命は八幡大神の大御母命には坐しますと雖、御鎭坐も、八幡大神は更にも申さず、比賣大神よりも、八十一年後れさせ給ひ、神位位田をも、八幡大神、比賣大神には献らせ賜ひしかど、大帶姬命に

は然る事も聞ゆさるは、朝廷の御尊崇も何とか少し鹿略にぞ覺ゆる。されば、左上の方なる西殿にこそ大帶姬命は鎭り坐すべきものなめる方なる東殿に比賣大神、右下の方なる西殿にこそ大帶姬命は鎭り坐すべきものなめるを、三代實錄にも、八幡大菩薩殿、東一、神功皇后、ござありて、往昔より、大帶姬命は東殿に鎭り坐せる由なるは、何はござまれ、八幡大神の大御母命に坐ます故にこそ。然は云へど、朝廷の御尊崇の嚴重なる趣に從ひて、社傳には、中、西の御殿よりも次さして、第三と定めたるにぞあらむ。如是て、中、西の鎭坐の次第は、年治が考の如くにても有りぬべし、とはやう、思へりしは、臆說なりき。其は龍田神社を拜み奉るに、彼の祝詞式に見えたる神勅の隨に、朝日の日向ふ處の立野の小野に鎭り坐して、御社は東向にて、天御柱命の御社は、南に在りて右なり。國御柱命の御社は、北に在りて左な

り。かくて、南なる御社、少し、高し。是れを以て考ふれば、右を第一とせる位置の例もあるなり。されば、此の社も、社傳の如く、西を第一として八幡大神、中を第二として比咩大神、東を第三として息長足比賣命になむましましける。

扨、八幡の幡の字は、字彙に、幡音翻拭布、(禮記)所謂、幅帨是也、一曰、幟也、反也、(孟子)幡然改、又、與翻同、反覆貌、とあれば、此の字を用ゐるべきに非ず。同書に、旛音翻、旂也、俗作幡非、と見にたれば旛の字當れり。されど、漢國には然る義なき字をも、皇國には古くより用ゐ馴れたる字、少からねば、今更、改むべきにも非ずなむ。抑、八幡の御稱は何より、出でたるにか。舊事紀に、譽田天皇誕生於筑紫、是時、于天有物、翻飜於虛空下、百寮皆仰見、皇后出見、須臾而下、白幡四流、赤幡四流、即時皇子誕生、故字云八幡。尊、皇子生後、幡乃返天、其幡者是高

麗錦也矣、と見にたるは信用難し。神社考には、筑前宮崎有八幡宮、昔、白幡四、赤幡四、自天降于此、故名八幡、植松而爲標、至今猶在矣、と云ひ、諸社根元記には、兩八流之幡、顯坐最初垂跡之地也、自此有八幡之號矣、とありて、大同小異、皆、取り難し。又、甲越戰爭戰記の序には、仲哀帝二年、西州熊襲、復叛、以爲亂、帝作兵、而至于穴門豐浦、教戰也、七年而欲入西州之地、方此時、漢土有履陶公者、持兵書來、而授之仲哀帝、是太公八陣之法也、(中略)皇后、以八陣法、治天下、授之應神帝、帝深祕此法、而不示於人、及其晩年、謂恐後世有以此法作亂者乎、朕呑此書、而爲軍神、可以守海內也、即燒其書、呑之而崩、是以爲軍神、現八幡宮、以威四海之外、是所以爲我邦八陣之祖也、とあり。此は太宗問對に、臣竊觀陛下所製破陣樂舞、前出四表後綴八旛、左右折旋趨步、金鼓各有其節、此即八陣圖四頭八尾

之制也、と見ゆて、八陣法に八旛を立る事有るにより、其の書を呑みて、八旛と顯れ賜ふとは、云ひし成るべし。此の事、三社託宣畧妙にも見ゆたり、此は何に據りて書けるにか。正史には更にさらに、見ゆたる事なき附會の妄說なり。皇后の討ち給ひしは、諸神等の命を蒙り給へる奇しき御軍にて、新羅の酋長も戰はずして、降伏ひたる許の事にしあれば、八陣法を用ゐるまでも無きことなるをや。且、本朝文粹に、善相公の『臣伏見、本朝戎器强弩爲神、其爲用也、短逐擊、長守禦、古老相傳云、此器、神功皇后、奇巧妙思別所制作也、故大唐雖有弩名、曾不如此器之勁利也、』軍器考云、後代不傳其制、近有倣異朝制者、而未見其勁利耳、など書かれたるにても、素より、さる法にも勝れさせ賜へりし事、推し量り奉るべし。さらば、八幡の御名義は如何と云ふに、確には定め難けれど、大神の生れ坐しし時、『自海神之宮、献御初衣、其形八足白幡、御

襁褓八枚其長八尺等、』と云ふ事、緣起に見ゆたり。此の八足白幡と云ふに因りて、負ほせ奉りし御稱には非るか。然るは、異國を討ち賜ふ時、海神より干珠滿珠を献りし事もありて、海神には因緣あればなり。後の君子、猶、よく考へてよ。重兄云、紳書(新井白石著)にいふ。八幡と申すは、對州にあるを始と爲すべき樣に見ゆたり。其の故は、木坂八幡にて、木坂といふ所に宮有り。大社にて、神官も有り。又、樂人も有り。舞樂を奏す。(中畧)そこにて申すは、神功皇后、新羅を征し給ひて、還幸の時、御幡八流を島にとゞめられて、我が精靈は、この幡に在り。これを以て、新羅をしづむ可し、と詔したまひしが、其の御幡を祭れるなり。年久しく取り傳へしを、海賊入り來りて、寶殿をうち破りて、御幡は取りて失せぬ。今は無しと申す。八幡緣起などに、天より降りしなど云ふは、心得られず。神官どもの申し傳ふるところ、おのづから、さも有るべきことに思ふなり。云々。

偖、大菩薩と云ふことは、俗神道大意に說かれたる如く、最澄の所爲なるが、朝廷にも、佛をこよなきものに思し給ふよりの御失にて、最澄の說を用ゐさせ賜ひて、さる稱を大神にも冠らせ奉りしなり。扨又、同じ緣起に、欽明天皇二十九年、宇佐郡菱形池之畔に、始めて神と現れ賜へる趣に記

せれど、文體甚疑はし。此は其の示現を今一層古くせむとて、和銅元年の條の文を後人の潤色して、攙入せし事著明ければ、こゝには記さず。かくて、御鎭座本緣には、欽明三十一年、（八幡愚童訓には、十二年正月とあり。）於菱形峰、現三歲小兒、立竹葉託宣、とあり。水鏡、欽明天皇の卷にも、このころほひに、宇佐宮は現はれおはしましき、とあるも、緣起の攙入に據れる說なり。又、公事根源、神皇正統紀等にては、肥後國菱形池と云ふ所に現れ賜ひ、後に、我が豐前の宇佐に鎭り賜ひし趣にまをせり。今昔物語、二十二社注式等にては、初、大隅國に現れまして、後に、宇佐に遷らせ賜ひし趣なり。宇佐宮雜徵に、公事根源等の說に從ひて、はじめ、示現ましゝ地を、肥後國とせしは信用難し。是は已がひき〳〵に、肥後にては、菱形宮（山本郡にあり。）こそ八幡大神の本宮なれと云ひ、大隅にては、正八幡宮こそ始めて示現の地なれと云ひ立てたる說を聞かれて、公事根源以下の書等には記されたるにこそ。此の大神の示現は、必、宇佐なるべくぞおぼゆる。

かくて、比賣神社を、愚童訓には、龍王の御女應神天皇の妃にて、おはしますとあり。八幡本紀には、三所神殿、相並東中西坐南面也、西爲第一殿、八幡本紀には、三所神殿、相並東中是田心姬命、市杵島姬命、湍津姬命也、號道主貴、此三神、先于八幡宮、鎭坐此地、仍爲地主神、第三殿大帶姬命也、とあり。此の餘、假字書きの緣起に、或は三女神、或は玉依姬など、專、書き散らせれど、此は皆、後世の物にして、古き緣起には、をさをさ見ざるなり。然るを、眞僞をも辨へずして、注進社記、諸社根元記、廿二社注式、神社啓蒙、諸社一覽等に雷同せるは如何ぞや。此はきはめて、さる神々には非じかし。何ごな

れは、一御殿に應神天皇、二御殿に神功皇后を齋き奉れるに、二御殿に謂もなき海神の御女にて、鸕鷀草葺不合尊の皇后と座す玉依姫を祭るべくも非ず。抑、玉依姫と云ふことは、皇后の異國を伐ち賜ふ時に、海神より干珠滿珠を献りし事あるに依りて、推當に云ひ出せるにても有るべくや。

又、三女神と云ふ事は、神代紀に、以「日神所」生三女神「者、使」降「居于葦原中國之宇佐島」矣、今在「海北道中」、號曰「道主貴」、とあるに據れるなれど、此は始め宇佐島に降居ましゝが、後に他所に移り給へる趣を知らせたる文なるをや。さるは、「今在」の二字にて、明白なり。然らば、海北道中とは、いづくぞと云ふに、筑前宗像神社とこそ思はるれ。神代口決、釋日本紀、同通證、橘守部が稜威道別等も、同説なり。（四田直養翁の博多紀行云、沖島に、海の中道と云ふ所あり。長さ十町許、是れ海北道中と日本紀に出でたるところなり。）扨又、宇佐宮雜徵に、「日本紀の書法に、豐前國なる宇佐をは、菟狹と書きて、宇佐とは異なり。宇佐島は筑後國水沼郡に有るべし。神名帳に、三潴郡に宗形神も見にたる由を云ひ、又、肥前風土記、浮穴郷の條に、豐前國宇佐濱行宮より、浮穴郷に波煙の立つを見賜ひし文を引きて、豐前國とあるは、後人の狹意に改めたるなるべし。水沼郡なる宇佐より、浮穴郷の波烟を見賜ひしなりなど、何くれと云ひ論へるは、一わたりは聞にたれど、其は一を知りて、二を知らぬものなり。さるは、紀の書法、素より、定りたる事なし。其の例を一二いはゝ、神代紀に、安藝國可愛之川上とある「埃」とは、必、同所なるべく、又、神武天皇紀に、至安藝國居于埃宮」と、ある「可愛」と神武天皇紀に、倭國にて、長髓彦を誅ひ給ふ條に、見にたる「鳥見」と云ふ地と、垂仁天皇

紀に見ゑたる作倭狹城池及迹見池の「迹見」とは、亦必、同所なるべきに、何れも、文字を替へて書かれたるに非ずや。又、かの風土記の、豐前國とあるを、後人の加筆とせるは然も有りなむやうなれど、尙、熟く按ふに、其は中々に、正文にして、其の下文に、脫文あらむも知るべからねば、强に、云ひ難し。かにもかくにも、宇佐島は我が豐前にして、海北道中は宗像神社にぞ有るべき。

かくて、比賣神社は、何の神ぞと云ふに、應神天皇の皇后と座す仲姫命なるべくぞおぼゆる。應神天皇紀に、二年春三月壬子、立仲姫爲皇后、后生荒田皇女、大鷦鷯天皇、根鳥皇子、と見ゑたる、是れなり。其は續紀天平勝寶元年の所に、奉大神一品、比咩神二品、と見ゑ、（玉手次云、神に位階を進る事など、實には有るまじき事に覺ゆれど、聖武天皇の御世に、八幡大神また、其の姫神に、品を勸め賜へるより、事起りて、次々、其の事ふげく成りもて來つゝ、後には諸國の神社に、何ぞと云へば、位階を進らるゝ事とおりしは、凡

人の心をもては、何ぞやと思はるゝを、神の御心には叶へりと見ゑて、淳和天皇の御世に、伊豆國に坐す阿波神の、我に品位を賜はずとて、甚く、神異を示し給へる事の有りしを思ふべし。云々、と云はれたり。但、聖武天皇の御世とあるは、誤られたり。孝謙天皇の天平勝寶元年十二月の事なり。）又、類聚國史、天平勝寶二年の所に、奉宛一品八幡大神封八百戶、二品比賣神封六百戶、と見ゑて、いつも、相對へて申し奉り、緣起にも、大御神奉副奉助化導と神宣ありし由、書けるにても、皇后に坐す事、おのづから、著明し（此の緣起も、僧侶の攙入多くて、化導など云ふ文字もいかゞなれど、比賣神を大神の皇后と云ふ古傳說に據りて、書けるものとは知るゝなり。）且、愚童訓に龍王女と云へるは妄說なれど、應神天皇の妃とあるは、古傳を挾みて書けるものなめり。抑、仲姫命を祭れる例は、八幡本紀に、對馬國木坂八幡宮傳記を引きて、繼體天皇の御時、應神天皇の靈を木坂山に崇め奉り、仲哀天皇、仲姫皇后、武內宿禰を相殿とす。仲姫皇后をば姫大神と號すよし云へる、是れなり。宇佐宮雜徵に、『玉依比賣と申すこと信じがたし。云々。應神天皇

には、御后十柱ましませり。いづれの后ぞ神ことは顯れ給ひけむ。熟、按ふに后達の中に、弟日賣命と申しまし、あり。此の比賣神は、即、弟日賣命にこそましましけめ。されば、此の弟日賣と云ふ御名を、實の御名也ことして、彼の海神の弟姬に思ひ混へて、玉依姬ことは、誤り傳へたるならむ。云々。抑、此の比賣神を御后なりこ云ふこことは、予が發明の說にはあらず。筑前人伊藤常足が百社起源と云ふ書に書きおけり、』と見たり。重兄云、伊藤常足が太宰管内志には、『延喜式曰、宇佐郡比賣神社、名神大あり。比賣は、非咩ことして、古事記には見ねざれど、比咩なども訓むべし。御名の義は、比古、比咩などの比咩にて、女神にませば負ほせたるべし。又、八幡宮の后神ことも云ふ意にてもあるべし。（文德實錄に、八幡比咩神ことも申して、神功皇后の御妹にまし、ましてて、八幡大神の御后神なりこ云へる證、古事記には見ねざれど、宇佐宮舊記、其の外、諸家の舊記、卜部家の說等を考ふるに、玉依姬、又豐姬ことも、淀姬ことも申して、神功皇后の御妹にまし、ましてて、八幡大神の御后神なり。云々』ことも記せり。參考にもさ、書き抄きしつ。

伊藤常足が比咩神を御后なりこ云へるは、我が考こ暗合して、甚、嬉しきを、其の御后を年治が弟日賣命なりこせしは、證も無き說なり。是は上にも云へる如く、必、

仲姬命ここそおぼゆれ。如何こ云ふに、大鷦鷯命（仁德天皇）の御母。命にもましまして、御娶ませる十柱の中にも、宗こある御后にましましけむからに、御紀にも、立仲姬爲皇后、と書かれて、餘の御后は見ねざるに非ずや。況て、上にも云へる如く、木坂八幡宮の例もあれば、これかれ、併せ考へて仲姬命にましますを思ひ定むべし。然るを、古史傳にも、三女神なるよし云はれて、古史成文に、亦坐豐國宇佐島矣、こ書かれたるは、たま〳〵、考へ洩されたるなり。（重兄云、故平田篤胤翁、本書を讀みて、家父への書翰の中に、「珠に、比賣大神の御說も、亡父在世に候はゞ、承伏も可致候こ殘念に御座候」さあり。此の書翰寫は、本書のはじめに載せ置きたり。）

もし、三女神ならむには、清和天皇紀（貞觀元年二月の條）に、太政大臣（藤原良房公）の東京一條。第に、此の三女神。社有りて、筑前。宗像神社に正二位を授け奉り給ふ時に、共に、正二位を授け奉り給ふ由見えて、二品こは無きを、宇佐なる比賣神にはいつも、八幡宮こ

同じ樣に、二品と見ゐて、二位と無きは、后神にましませばなり。且、宇佐の比賣神を三女神と思はれたらむには、宇佐を末の如く、亦坐豐國宇佐島矣、と書かれたるも當らず。宇佐比賣神には、既く、天平勝寶元年に、二品を授け奉り給へるに、遙に、年所を歷て、後に、本とせられたる宗像神に、正二位を授け奉り賜へるも、違へるに非ずや。又、いはまくも甚々恐けれど、雜徵に『三殿の神體を、益永周防守に聞きしに、三殿共に、一柱づつ、あはすと覺ゐて、大和錦の御茵の上に、眞菰を結びたる御枕、一あるのみにて、御寢坐る狀なりと云へり。神名式に、宇佐郡三座と記せる如く、今現に、聞ゐたる神秘を思ひ合せ、眞事の鎭坐のおぼろげならざるを仰き奉るべし』と云へるをも思ふべし。猶、云はゞ、末社に三女神社あり。本宮に祭り奉りたらむには、いかでか、又更に、末

社に祭るべき。是れ、本宮まさぬが故に、後世に、天降ましし昔の趾を懷ひ發して、齋き奉れるものなるをも思へ。（重兄云、宇佐祭神考につきては、別に、亡父が委しく記し置けるものあり、又、參考宇佐宮緣起と云ふ書をも著はせり。）

緣起云、養老三年己未、大隅薩摩兩國隼人等、襲來、擬打傾國家之間、同四年庚申、公家被祈申當宮之時、神詫、我行而可降伏者、（中略、行幸彼國三箇年之間、七箇所之城令降伏給畢、（重春云、隼人の叛きし事、續紀にも見ゐたり。）

重兄云、續紀云、天平九年四月乙巳、遣使於伊勢の神宮大神の社筑紫住吉八幡二社及香椎宮、奉幣、以告新羅無禮之狀、

又云、同書云、天平九年八月乙卯、八幡大神の祝部從八位大神宅女、從八位上大神の杜女、並授外從五位下、

續紀云、天平十二年九月丁亥、太宰少貳藤原廣嗣反、（中略、）冬十月壬戌、詔大將軍東人、令祈請八幡神焉、

重兄云、同書云、天平十七年九月甲戌、令播摩守正五位上阿倍朝臣虫麻呂奉幣於八幡神社、

又云、同書云、天平勝寶元年十一月辛卯朔、八幡大神禰宜外從五位下大神杜女、主神司從八位下大神田麻呂、二人賜大神朝臣之姓、云々、即、杜女、授從四位下、主神大神朝臣田麻呂外從五位下、（重兄云、宇佐宮記に、大神氏は、祝職比義を以て、元祖とす。云々。大神氏、今は祝部と號ひて、大宮司の次官なり、と見ゆたり。）

又云、同書云、神護景雲三年九月己丑、初、太宰主神習宜阿曾麻呂、希旨、方媚事道鏡、因矯八幡神教言、令道鏡即皇位、天下大平、道鏡聞之、深喜自負、天皇召清麻呂於床下、勅曰、昨夜夢、八幡神使來云、大神爲令奏事、請尼法均、宜汝清麻呂相代而、往聽彼神命、臨發、道鏡、語清麻呂曰、大神所以請使者、蓋爲告我即位之事、因重募以官爵、清麻呂行詣神宮、大神託宣曰、我國家、開闢已來、君臣定矣、以臣爲君、未之有也、天之日嗣、必立皇緒、無道之人、宜

早掃除、清麻呂來歸、奏如神教、於是、道鏡大怒、解清麻呂本官、出爲因幡員外介、未之任所、尋有詔、除名配於大隅、其姊法均、還俗配備後、

又云、後紀（一本）云、道鏡、又追將殺清麻呂於道、雷雨晦暝、未即行、俄而勅使來、僅得免、清麻呂脚痿、不能起立、爲拜八幡神、輿病即路、及至豐前國宇佐郡楉田村、有野猪三百許、挾路而列徐步、前駈十許里、走入山中、見人異之、拜社之日、始得起步、神託宣、賜神封綿八萬餘屯、即頒給宮司以下國中百姓、始駕輿而往、後馳馬而還、累路見人、莫不歎異、

元亨釋書云、釋最澄、世姓は三津氏、近州滋賀郡人也、弘仁五年春、詣宇佐八幡神宮、（下略、）

重兄云、類聚國史云、弘仁十二年八月戊寅、以大神宇佐二氏、爲八幡大菩薩宮司、（重兄云、宇佐氏は、宇佐國造菟狹津彥命の後なり。宇佐氏系圖に、宇佐公池守弘仁中任大宮司、云々、とあり。）

又元亨釋書云、釋行敎、武內大臣之裔也、居大安寺、貞觀元年、詣豐前之宇佐八幡神祠、云々、

重兄云、元亨釋書云、貞觀皇帝元年冬十月、八幡大神、移男山、

文德天皇實錄云、天安二年五月辛未、八幡比咩神授一品、

三代實錄云、元慶三年三月十六日丙午、豐前國八幡大菩薩殿、東一神功皇后御前、瓶無、故破裂、成九十片、破裂時、其鳴如雷、細聲、

外記局天慶八年八月三日丙寅記云、今日、八幡宮言上、解文、是去月廿八日攝津國所言上、六所神輿移座之由也、其解文在左、

石清水八幡宮護國寺三綱等言上、以今月一日辰時、號宇佐宮（此間數字磨滅せり）所之狀一所、號宇佐宮御社、五所社輿不注其名、副進附榊机、案文、右今月一日、是定宮寺來十五日恒例御願放生會色衆行事之式日也、因之所司神人等集會定政之間、件御輿自山

崎鄉俄移坐也、捧幣帛歌遊、圍繞前後之輩、數千萬人也、爰三綱等驚奇參向、召其中爲首之者、彼鄉刀禰等問事由、即申云、以去七月廿九日酉剋許、俄自攝津國島上郡數千萬人、如此奉移坐也、奇恐之間、以同日亥時許、就或女等詫宣云、吾早參石清水宮、止爾云々者、鄉之上下貴賤不催自集、所奉令移座也、方今奉始此宮以來、更無如此之事、不可不言上、令勒事狀謹言上、天慶八年八月三日、都維那大法師寺主大法師延榮、上座大法師慶年、其歌遊之曲、有童謠六首、『月笠著留八幡種蒔久伊佐我等波荒田開无』『志多良打天止神波宜末不打我等加命千歲』『志多良未早河波酒盛波其酒富留始女曾』『志多良打波牛波和支支奴鞍打敷介佐末負世无』所重春云、內宮建久年中行事、六月十七日の御祭の次第に、從西剋許、島名子等參候於瑞垣御門外、奉志太良打天云々、「志多良」は、古史傳に、「尾張にて、子ぞさあり。○「佐末」は、俗に人を指して「さま」と云ふともあり。されば此「佐末」は指す人有りて云へるか。又「さま」と云ひ、又童謠などに、女の男を指し、「せこ」と云ふともあり。されば此「佐末」は指す人有りて云へるか。又「さま」と云ひ、又童謠などに、女の男を指し、「せこ」と云ふともあり。されば此「佐末」は指す人有りて云へるか。又「さま」と云ひ、又童謠などに、女の男を指し、「せこ」と云ふともあり。されば此「佐末」は指す人有りて云へるか。此の事は我が著せる休暇漫筆に既に云へりき。反歌『朝與利陰

波蔭禮止雨也、八降留佐米古曾降禮』『富波由須美反奴富波鑛懸由須美支奴宅儲與畑儲與佐天我等波千年榮无』

日本紀畧云、正曆五年十月廿三日辛丑、宇佐宮、申大貳佐理卿與彼宮神人鬪亂事云々、

百錬鈔云、長德四年十月十八日、停太宰大貳佐理、以藤原有國任之、依宇佐宮訴事、僉議之間、陣坐南方有雷電、公卿怖畏、右大臣、幷時光、俊賢等、退出之間、於櫛笥少道、鳩飛渡上達部首上、於宇佐神人宿所（左近衛南門）間失、疑是大菩薩御變現云々、

日本紀略云、寛弘元年三月廿四日戊申、宇佐宮命婦、幷神人等、愁申、太宰帥維仲非例事、是則維仲卿、封彼宮寶殿也、

又云、寛弘六年九月八日、仗議、宇佐宮寶殿燒亡事、

又云、治安元年十二月廿三日癸亥、宇佐八幡宮火災、二年二月十九日己未、奉幣石清水宮、依宇佐宮火事也、廿七日丁卯、宣命差遣勘解由長官兼丹波守藤原資業於宇佐宮、依去年火事也、重兄云、百練抄云、治安二年二月廿四日、諸卿定申、諸道勘申宇佐宮炎上事、廢朝五ヶ日、

類聚符宣抄云、太宰府解、申請官裁事、言上八幡宇佐宮怪異狀、西門外腋御幣殿東方柞木俄枯事、件木茂盛大樹也、而俄以枯了、一葉無青、今月十三日申時、所見及也者、同月十七日辰時、鴟一雙集南樓上者、云々、仍注事狀謹解、萬壽三年三月廿三日、姓名、

又云、太宰府解、申請官裁事、言上八幡宇佐宮去八月廿九日辰時惟異狀、二御殿西一間高欄土居上、長二尺許蛇死臥、但首切、同御殿西面高欄內長五尺許蛇死臥、中略、萬壽四年九月四日、姓名、口大日本史云、萬壽四年十二月、勅造宇佐宮、

日本紀畧云、長元四年十二月十七日庚申、軒廊御卜宇佐宮寶殿雀群集事、左經記にもみえたり。

符宣抄云、太宰府解、申請官裁事、請被裁下八幡宇佐宮御殿、幷、申殿等、傾寄顚倒狀、一御殿顚倒、二御殿傾寄、三御殿傾寄、申殿顚倒、中略、請請官裁、以解、長元五年五月廿日、姓名、

又云、太政官符太宰府雜事貳箇條。一應立八幡宇佐宮御殿日時事、中略、檢案內件宮卅年一度之造作、任官符旨、去年十一月七日、始木作、今年二月十一日、立柱上棟、而件御殿等、彼日暴風忽至、或顚倒、或傾寄、云々、管內諸國、不成其勤、結構之間、新材木不具、假立柱石、慈上棟梁、如此作事之不法、目爲神事之違例、因之暗示咎徵、下略、

日本紀畧云、長元八年十一月十一日辛卯、軒廊御卜宇佐宮物怪事、

大日本史云、長久元年庚辰冬十月二十二日甲辰、宇佐宮神人犯闕上訴、

扶桑畧記云、延久元年十二月廿八日、太宰府言上、八幡宇佐宮正宮二所殿令鳴給者、令勘他社鳴時例、同二年二月七日、陰陽寮占申宇佐宮鳴怪云々、

大日本史云、寬治二年戊辰五月二十日乙丑、遣使太宰府、推問大貳藤原實政射宇佐神輿、十二月已未、遣使石清水、謝射神輿、

重兄云、百練抄云、寬治二年十一月廿九日、前大貳實政、除名、配伊豆國、幷、緣坐者、同流罪、依射他正八幡宮神輿也、爰議之間、撮政直廬有光榮在陣之公卿一兩人、見鬼物之怪異云々、

又云、保安元年庚子八月戊戌晦、卜宇佐宮怪異於軒廊、

又云、保安元年六月二十三日壬子、太宰府言、八幡宮生」石二、各
文、曰」八幡、
外記局康治二年八月十三日丁酉記云、太宰府言上、去二月九
日亥時、八幡宇佐宮第一寶殿、第四寶殿內御几丁の差筵、幷三寶の內戶敷居、
鼠食損畢、同寶殿前、去四月一日、午時地落、
又云、久安二年十一月二十五日、陰陽寮占」太宰府言上、惟異吉
凶、去年六月七日巳時、從」宇佐宮二御殿中間上の障子二一尺餘許の
蛇、落」入同御前內」也、云々、
禰家古文書云、紙損朽米日時保元元年正官此間紙朽損郡司桑田滋野
河內二瀨口椽久次勤此間紙朽損毛郡司畠河內一瀨宇磨滅貞國〇三
御殿同下毛郡司遷替河內燒忘宇磨滅瀨一瀨〇諸國勤〇筑前
國拒捍使藤原朝臣種次請作人大行事憲基所」作歟以」種平朝
臣」下知了〇一御殿二宇各三回內院玉垣十五回石疊宇磨滅十

丈釘貫五十回人夫食了三百七十五石八斗筑後國拒捍使監
代藤原朝臣貞重〇二御殿二宇各三回內院玉垣六回石疊十
丈釘貫五十回人夫食了三百廿九石四斗〇肥前國拒捍使大
藏朝臣種經即人請作了〇三御殿二宇各三回內院玉垣六回
石疊十丈釘貫五十回人夫食了三百五十七石〇肥後國拒捍
使大監大藏朝臣種直申殿一宇御輿宿一宇廊十八回內院玉
垣十五回石疊宇磨滅釘貫五十回人夫食料米三百廿九石四斗
〇豐前國貫首大藏種主二盖。南樓一宇勅使屋一宇脇殿一宇
各三回北大門一宇西中門一宇外院玉垣四十回石疊紙朽損簾
垣百八十回人夫食米六百六十石四斗〇豐後國拒捍使貫首
大藏紙朽損登代以下紙朽損〇此の古文書、紙朽ち字消えて、何社の造營なる事詳ならず。然れども、宇佐宮なる事自ら知られぬ。
人車記云、仁安三年十二月廿一日、伊勢太神宮正殿燒亡、左大
臣定申云、我朝宇佐香椎石清水炎上之時、被」行」五日廢朝、云々、

重春云、拾芥抄云、殿務諸司不レ政、廢朝諸司政如レ常、但、天子不レ臨レ朝給レ祿朝同レ之、

平家物語云、鎭西より、ひきやくたうらい、宇佐の大宮司公通が申しける、ちんぜいの者ども、をがたの三郎これよしを始として、うすき、戸次、松浦たうにいたるまで、一向平家を背いて、源氏に同心のよし、申したり。

源平盛衰記云、主上女院を始め進(たてまつ)り、內府以下の人々、豐前國宇佐宮へ參詣あり。云々。御祈請の趣は、主上舊都に還幸なり。七箇日の御參こて、大臣殿、財施、法施を手向奉り、かくて、七箇日をおくり賜ふれどごとも、是非の夢想もなかりければ、第七日の夜半計に、思ひつづけ賜ひけり。『おもひかね心づくしに祈れどもうさには物もいはれざりけり』神殿大に、鳴動して、やゝ久しうして、ゆゝしき御聲にて、『世の中のうさには、神もなきものを心づくしに何いのるらむ』

平家物語云、大郡司公通が宿處、皇居になる。社頭は、雲客月卿の居所になるくわいらうは、五位六位の官人。云々。

東鑑云、元暦二年五月八日庚寅、因幡前司大夫屬(さくわん)入道、云々等、參會、鎭西の事等被レ經二其沙汰一、早可レ令二施行一之俊兼奉レ之、其條々、一、宇佐大宮司公房、日來雖レ致二平家祈禱一、依二御敬神一、如レ元可レ管二領宮務事一、一、同宮禰宜等可レ浴二御恩一事、一、去年依二合戰事一、當宮神殿破損、云々、殊加二造替一可レ奉二解謝一由可二啓白一事、

又云、文治元年十月十六日乙丑、豐後國住人臼杵二郎維隆、緒方三郎維榮等、去年合戰之間、破二却宇佐宮寶殿一、押二取神寶一、依レ之、雖レ被レ下二配流官符一、去四日、逢二非常赦一云々、

大日本史云、文治二年丙午秋七月二日丁丑、以遷二宇佐神于假殿一、廢朝五日、十七日壬辰、奉二幣石清水一謝二盜瀆宇佐宮一、閏月丙午朔、遣二使宇佐宮一實二檢損壞一、

東鑑云、文治三年二月廿日壬辰、鎭西宇佐宮神官幷御家人等、多以浴二一品一御恩、或新給、或本領、云々、仍其所々可レ令二施行一彼輩之旨、所レ被レ仰二遣遠景之許一也、

又云、文治四年二月十八日甲申、鎭西宇佐宮造營事、大宮司公房、依レ有二其咎一爲レ令レ贖レ之、仰レ彼可二造進一歟、云々、事兩條被レ申二訖大納言一、

大日本史云、貞應二年癸未九月二十一日庚申、卜二宇佐宮屋生一、

筍于軒廊、

百錬鈔云、嘉祿元年十二月廿七日、云々、今年宇佐宮卅三年一度遷宮延引了、庄々勤不レ合レ期之故也、

又云、建長五年四月廿日丁卯、於二院殿上一被レ議二定宇佐正八幡宮炎上事一、卅日丁丑、軒廊御卜、

大日本史云、延慶二年己酉正月二十一日乙巳、宇佐八幡宮火、

重兄云、鎭西要略云、永錄四年七月、大將義鎭、遣レ使相二催宇佐大宮司一、然而、大宮司不レ能レ諾レ參レ陣、且罵放言、云々、義鎭大怒而、即使二田原近江守、臼杵越中守、誅一伐大宮司一、同十八日、親賢、鑑連、將精兵三千向二宇佐宮一、擊二破大宮司野兵一、即放レ兵焚、暴風此扇、燒者三日三夜也、社家肆町鄉黨邑區、人屋數千戶、豐後一炬焦土、良前代未聞珍事、無レ不二驚嘆一者、於レ是、宮司、神官及僧、巫女、悉會二八幡大神社頭一、大呪二詛大友一云々、

宇佐宮寺造營日記云、御遷宮は應永廿九年七月十七癸丑日西丑刻也、中略、同日時、若宮殿御遷宮在レ之、警言は千歲松を上西中門へは宇佐郡田川郡人々也、重兄云、嘉摩穗なり。東面は下毛郡人々也、北面は一毛波兩郡人々也。波は筑前なり。郡、築城郡人々也、拜石より南樓の前は嘉摩穗郡、奉行、有りて警固す。

又應永卅年の處に云、一　毎日御神供米下行有レ之　一、上宮

三所分、壹月分玖斗、一、下宮分、壹月分肆斗五升、一、若宮分、壹月分肆斗伍升、一、御許山、貳斗壹升以上貳斛壹斗壹升、一、相折食米分、一、參斗壹月分御杖人、一、參斗壹月分不動法宿直僧分、一、肆斗八升貳參御杖人、一、肆斗八升壹月分花摘以上、壹斛五斗六升、併參石六斗七升、壹月分、一、横山四ヶ名爲本御供田之間、以彼御得分下行也、雖然、損亡之時は、以御神用錢内買米下行也、

夫木集云、『海の原波路へだつる宇佐の宮深き誓ひは世々にかはらじ』後京極攝政、

延享元年十月十七日、櫻町院天皇御奉納御製、五十首の中に云、『宮柱太しくたてて世を守るめぐみ久しき宇佐の神垣』重兄いふ。こは、延享元年、宇佐宮に奉幣使として、正四位下左近衛權中將藤原朝臣雅重卿を遣はされける折に、奉り給ひし御製なり。

重春云、言はまくも、ゆゝしけれど、上にもかつがつ、云へる

如く、當宮は薦の御驗とて、眞菰を御枕と成して、其を御靈代と齋き奉れりとぞ。さるは、緣起云、聖武天皇天平五年癸酉、大神朝臣田麻呂、思惟、余之父諸男朝臣、先年於野仲大貞池、奉祈顯御枕爲神輿之御驗、今我祈申長御驗、欲爲來際尊崇、故致信於本宮、於彼池潔齋一心經百日之處、神大虛有聲而宣、我昔此薦爲御枕、願以此薦備吾社之驗、致尊崇者、可施神德也、此是前之神勅、之趣也、守先例造新舍、名之鵜羽屋、田麻呂、七箇日潔齋、不交人倫、三箇日用意令裹莊御驗、長徑任舊記而已、と見ゆ、重春云、いにしへ、蒋を以て枕とせし事は、萬葉集に、薦枕相卷之兒毛(こもまくらあひまきしこも)云々、また、麻乎其母能於夜自麻久良波(まをごものおやじまくらは)云々、掃部式大嘗宮神坐の料に、坂枕一枚五尺五寸廣三尺料編薦一枚、生絲一兩とあるにて知るべし。又、外記局康治二年九月十七日庚午記云、權中納言藤重通卿、被行軒廊御卜、依宇佐二宮天蓋落鼠奉喰御驗事也、また、玉海云、文治元年十月九日、藏人左衛門權佐親雅、來傳院宣曰、宇

佐宮黃金（或稱御躰、或稱神寶、）之間事條々可計奏、外記勘申、黃金之事、當宮之習以薦御驗幷黃金、奉稱御躰之由、上洛神官等所申也、然而、寬治の比有沙汰事、不切之由、見外記勘文、（重春云、此の事玉葉にも見ゑたり。）また、禰家古文書云、（紙欠、）注文云、一御殿內殿分黃金御正體奉納、（此の間字磨滅、）薦御驗一裹奉裹以紫、（此間字滅、）之、文治二年正月十七日、奉幣石清水宮、先是、今朝差遣神祇史生等於豐後國司宅、請取黃金一廷、（長五寸五分、厚三分、弘三分、）奉納御辛櫃、（大藏省調進之、）持參內裏奉送本宮之間、暫宿納石清水宮外寶殿、依先日御卜告也、於社頭有大祓者、十月廿一日、被立宇佐和氣使、（重春云、和氣使の事は、清麻呂卿の宇佐使に立たせられて、僧道鏡が奸謀を取り拉がれしより以來は、專、和氣氏の立たるゝ事となりにたり。委しくは、予が宇佐大神宮緣起の參考、また、宇佐宮奉幣使次第に云へれば、此處には畧きつ。）次件外、寶殿宿納黃金相具在國（大宮司尋出之、）且二廷、可奉納宇佐宮之由、被載宣命辭別者、此後、神殿汚穢假殿幷造替遷宮等事、度々及諸道勘文、重々有群議、卿議奏、又廢朝清祓等被行

之、權右中辨基□朝臣、爲勅使、發向宇佐宮、被監臨遷宮以下事、凡當宮之例、六年に一度、行幸會之時、奉結薦御驗、（御枕、）擬御躰、而武士已犯用、准行幸之例、更に奉結御驗、可被行遷宮儀式之由、有群議、但、件の御驗三の內、一は□用古被。古物同紛失、云々、於黃金者、令伺寬治文治兩度之沙汰、雖無神躰、神寶神財之由者所見者也、又、宇佐宮寺造營日記、應永卅年の條に云、御行幸會と申すは、六箇年に一度、卯酉の年也、十一月初午日より、八箇御社へ行幸有りて、上宮東の御戶より御入內あれば、本の御驗は西の御戶より西大門の北脇門より御出で成りて、下宮に御坐也。下宮の本の御驗は奈多より社司御迎に參りて、奈多宮へ遷幸成御坐也。云々。（重春云、奈多宮は豐後なり。扨奈多宮のもとの御驗は、伊豫國八幡濱八幡宮に納むる事、古例なりと云、○造營日記云、御行幸會入目分、（除京都買物）合、一、三所神輿造進分、貳拾五貫六百八拾六文、一、御鵜羽屋下行事、拾壹貫六百七十文、一、御殿換幷賽御下行之時、御供以下諸官饗膳酒肴分、拾九貫五百五十文、右入目、大概如斯、一、八箇社下行物事、貳拾玖貫五百文、幷捌拾陸貫肆百六文、）又云、

御躰御板枕料、赤地錦陸尺八寸、青地錦六尺五寸、繧繝三尺、弘上紙三帖、絲三兩、蘇芳染、八丈絹三疋、布三丈、例絹二疋、以上、御鏡三面、侄壹尺貳寸、一御錦三端、赤地二、青地一、御輿飾分、一、綾壹端、一、御茵褥料繧繝壹端、一、薄百枚、一、御莚十五枚、又云、同十月三日、御裝束所撿挍天神貞内御鵜羽屋に籠在之、と見ゆたるにて、其の大略を知るべし。但、薦は薦池より苅りて奉るよしは、下毛郡薦社の下に云へるが如し。扨、黃金の事は、造營日記、應永卅三年の處に、抑、黃金御躰と申すは、聖武天皇御宇、金の爲に勅使を大唐へ可有御渡にて、先、當宮へ以勅使、御尋の時、御詫宣云、金は此土に可有、尋ぬべし。云々。仍、日本國中御尋之處、奥州より百濟の敬福、金を貢進す。其上分を三迁黃金御躰として、御奉納在之、此御箱を御驗の御箱と申也、と見ゆたり。

御神領之事。

類聚國史云、天平勝寶二年二月、奉宛一品八幡大神封八百戶、前四百二十戶、今加三百八十戶、位田八十町、前五十町、今加三十町、二品比咩神封六百戶、位田六十町、續紀云、天平勝寶七年三月丁亥、八幡大神詫宣曰、神吾不願矯詫神命請取封一千四百戶田一百[三]四の字の誤なり十町、徒无所用、如捨山野、宜奉返朝廷、唯、留常神田耳、依神宣行之、又云、天平寶字八年九月癸亥、充八幡大神戶二十五烟、又云、天平神護二年夏四月丙申、奉八幡比咩神封六百戶以神願也、田令云、凡、位田一品八十町、二品六十町、三品五十町、四品卅町、戶令云、神戶調庸田租、並充造宮及供神調度、民部式云、封戶率租每戶以四十束爲限、天武天皇紀云、六年五月己丑、勅天社地社神稅者、三分之一爲擬供神、二分給神主、重春云、封戶は每戶四十束づゝを出す米にして二石なり。六百戶は千二百石なり。三代格云、大同三年七月十六日太政官符、應令國司出納八幡大菩薩雜物事、右得太宰府解偁、太政官去延曆十八年十一月五日符偁、府解、太政官去年十二月廿一日符偁、大菩薩、幷、比咩神封一千四百十戶、宜

納府庫者、豐前國解偁、神宮司申云、比咩神封六百十戸之物、與大菩薩封物共納府庫、由是春秋祭料無物可用者、所申有實、謹請處分者、右大臣宣、奉勅宜府官檢校割充祭料、所殘雜物便納神宮、仍即府官宮司相共出納者、府依符旨相共出納、而道路稍遠有煩遣使、加以檢前例、神宮當國等司相共檢掌出納、望請准先例、付國與宮共令出納、但年終用狀勘錄令申、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請、東鑑云、文曆二年乙未十二月十一日、宇佐宮神領事、十一箇所爲沒收地、其內四箇所者被返付之、於七箇所者依無其次、未及被返付、而今日有沙汰、縱雖過廿箇年、自然便宜出來之時者、不拘式條可有御裁定之由、云々、豐後弘安記云、宇佐宮領千六百餘町、國崎郡內武藏鄉三百町、宇佐宮領主神官名主等、安岐鄉二百町、宇佐宮領來繩鄉三百町、宇佐宮領田原鄉六十町、宇佐宮領田澁鄉九十餘町、宇佐宮領櫛來浦十

五町、宇佐宮領地頭大炊判官二郎親基、同三郎親氏、伊美鄉七十町、宇佐宮彌勒寺領地頭御家人伊美兵衛二郎永久法名道念、速見郡內石垣莊二百町、宇佐宮領領主神官名主等、朝見莊八十町、宇佐宮領幷土肥一王丸籠門莊八十町、宇佐宮彌勒寺領八坂莊二百町、宇佐宮彌勒寺領山香鄉二百町、宇佐宮彌勒寺領日田郡內卜田別府十町二段、宇佐宮領領家冷水谷大納言家御跡、宇佐宮古記云、豐前國四百一十烟、上毛郡一百烟、下毛郡一百烟、宇佐郡二百一十烟、豐後國一百十五烟、大野郡五十烟、國崎郡六十五烟、日向國一百十五烟、兒湯郡五十烟、臼杵郡六十烟、と見えたり。（造營日記放生會相撲の條云、十番左十鄉役、右日向國の役今守護役也、）此の古記なるは、天平十二年朝廷より獻り賜へる封戸を云ふ。續ぎて、天平勝寶元年まで、度々、奉り賜ひしを、總べて三國七郡にて、一萬六千町の封田と云ふ。猶、此の外にも、諸國に散け在りきと云へり。

（兄いふ。元龜天正の代の亂に乘じて、大友氏がしこくも、社殿を燒き祈り、神領を掠領し、當宮はいたく衰へはてしに、豐臣秀吉、また、悉く神領を沒收したりしを、黑田孝高當

國を領するに及びて、宇佐郡向野郷參百石を寄進し、慶長のはじめ、細川忠興入國し、社殿を造營し、流浪の社人を取り立てられき。正保三年に至りて、幕府より宇佐村の內一千石を寄進せらるゝ事とぞなりにし。宇佐記云、豐前國宇佐八幡宮者、朝廷鎭護之宗廟、源家尊崇靈場也、祭祀雖久、封戶中絕、今尋舊例、益敬神德、依之、於當國宇佐郡宇佐村之內、都合千石(目錄在別紙)事、新令寄進訖、永不可有相違也者、守此旨、神前之諸役、國家之祈念、彌無怠慢、可令勤仕之狀如件、正保三年十一月十五日、

住吉社。三御殿の東にあり。北辰社。一御殿の西北にあり。

春日社。北辰社の前西南にあり。下宮三所。祭神上宮に同じ。祭祀の時、此の御殿に神供を獻り、又、此の境內にて御饌を炊ぐ。これによりて、御炊殿とも稱す。造營日記云、應永廿九年、下宮御炊殿の御夜灯として、下毛郡自見八町御寄進之間、社司光世御料所を請取。

若宮殿。西の大門の西にあり。淳和天皇天長元年、宮殿を作れり。祭神仁德天皇。相殿に大葉枝皇子、小葉枝皇子、鵜鳥皇女を祭れり。東宮。下宮の後にあり。菟道稚郎子尊を祭れり。

龜山殿。西の大門の外にあり。三女神を祭れり。御幣殿。龜山殿と並べり。

黑男殿。北の大鳥居の內にあり。武內宿禰を祭れり。

南中樓門。樓上の中に仁德天皇、左に阿蘇大明神、右に高良大明神を祭れり。

直相院。客院とも云ふ。若宮の北にあり。安元元年、後白河法皇行幸有るべき由なりしかば、大宮司公通、行在所の爲に建てしかども、行幸は無かりきとぞ。

大貳堂。菱形池の中島にあり。康和年間、太宰大貳正二位權中納言大江匡房卿建てられたり。

上宮下宮若宮三所頓宮の趾。菱形池の二町許北にあり。是れは昔年、卅三年に一度、宮殿造營の時、御正躰を安置奉りし所なりと云へり。

大尾社。小倉山の東にあり。祭神上宮に同じ。神護景雲元年、神託によりて、宇佐公池守、勸請せりと云ふ。

御秤石。上宮の北の大門の邊にあり。當宮盛ならむとする時は、浮び出で、衰へむとする時は沈むと云ふ。

御厩。池の東にあり。

續紀云、寶龜元年八月庚寅朔、遣大初位下佐伯宿禰老、奉鹿毛。馬於八幡神宮に一匹、日本紀略云、長元三年六月八日庚寅、軒廊。御卜、依宇佐宮立飼の御馬燒斃也、廿日壬寅、於大極殿有臨時仁王會、依疾疫幷宇佐宮神馬斃也、符宣抄云、太宰府解申請官裁事、言上八幡宇佐宮厩、幷、神馬參疋共燒亡狀、右得管豐前國今月十七日解狀同十八日到來(するを)偁(いはく)、得八幡宇佐宮今月十五日移文同十六日到來偁、豐後國國埼郡來繩鄕御厩、以今月十四日午時、慮外有火事、御厩御馬三疋等燒亡已了、仍爲被言上大府

移送如レ件者、言上如レ件者、依二國解文一差遣府使令レ撿二實否一之處、使者申上云、件御厩御馬等燒亡有レ實、但宮人等申云、件御廐改作久年、本所前大宮司相規任二今之地一所移造也、但件御厩相去本宮百餘町者難レ定事之輕重、仍言上如レ件、然就レ件申狀撿二案內一、彼宮是官知之所也、本御厩若有レ故可レ移二造他所一、須レ請二府裁一將以進止一也、而恣移二他所一、頗不レ穩便、然而、其時宮司去レ任入レ京、欲レ問二由緒一已無二沙汰之人一、因レ之、差二府使一牒二送本宮一、解却厩司二補他人一、即被二清燒亡之所一、令レ移二造本所一、欲レ整二立御馬一矣、仍言上如レ件、望請官裁、早被二裁下一將以進止一、以解、長元三年三月廿三日、姓名、扶桑略紀云、康平四年辛丑三月三日、宇佐宮御厩內馬、飡二殺鳩一、江家次第云、延久元年四月七日、召二兵部少輔通俊一、被レ仰レ可レ奉レ仕二宇佐使之由一、云々、次垂二御簾一御覽神馬一候、頭中將右二正宇佐宮料近衛官人自二瀧口方一引レ之、云々、朝野群載嘉承二年二月十七日、文章博士兼

大內記越中介藤原朝臣敦光勘文云、宇佐宮御馬所撿挍外從五位下酒井宿禰友宗申二請改一叙內階事一云々、造營日記、應永廿七年放生會執行之條云、御馬所別當盛弘云々、築城郡成吉八丁、宇佐郡乙松五丁、同郡金屋新開七段、雖レ爲二秣田一、此間不二知行一之處、今度盛弘依レ申レ之、被レ返二付御厩所一之畢、又行幸の下云、御馬三正葦毛、一殿、鴾毛、二殿、佐目、三殿御唐鞍三具、銀面三、表敷三、錦地、欝三、手綱三、腹帶三、泥障三、鞍覆三、布鞦三、布差繩六、幷、執當裝束袍、紅染、甲打懸袴、赤地、舍人六人布狩衣袴六具、若宮殿御馬二疋、黑毛、御鞍以下本宮同、

○神宮寺趾。

續紀に、神護景雲元年九月乙丑、始造二八幡比賣神宮寺一、其夫者、便役二神寺封戶一、限二四年一令レ畢レ功、とあれば、八幡宮寺は既くよりありぬ、こ知られたり。神寺封戶とある神寺、即、八幡宮のなる

べし。然る時は、神宮寺は二寺なるが、今、一寺は何處に在りしか。詳ならず。一寺は假堂のみ遺れり。靈異記云、豐前國宇佐郡之矢羽田大神寺、云々、

彌勒寺。

いにし嘉永の頃、飄風に吹き倒されて、方今はなし。緣起云、神龜二年乙丑正月、自小山田社奉移小倉山之日、云々、菱形宮之東方、日足林之西方、被造寺、奉安佛像、號彌勒寺禪院、初之別當法蓮和尚也、重卷云、法蓮の事は和尚の處に云はむとす。又、同宮之辰巳之方南無江林、被造御堂、奉安本尊、號藥師勝恩寺、天平十年戊寅五月十五日、從日足南無江林移來建立之、今彌勒寺金堂是也、後紀云、天長七歲秋七月癸未、太政官府、應割神封仕丁宛八幡彌勒寺事、下略、續後紀云、天長十年十月、仰太宰府得寫一切經安置彌勒寺、云、亟兄云、太宰管內志にいふ、「宇佐の町より東に吳橋川を渡りて、二王門あり。（是れ彌勒寺の門也。）これを入りて、右の方に、彌勒寺の金堂あり。其の前に彌勒寺あり。（宣旨云）南向にして、本尊は彌勒菩薩なり。左右は施心無著也。毘沙門、吉祥天の像も、左右に有り。今はいみじく、衰へて、境內に大礎殘れり。宇佐境內四町四方の內に、彌勒寺の境內一區あり。其の一區の內に金堂あり。金堂の後に彌勒寺の坊中あり。鐘樓は金堂の西に在り。鐘のわたり、四尺ほど、昔の面影を止めしなれつゝも、時、尚、堂舍は、いたく、やぶれつゝ、云々、」とあり。管內志は、天保の頃の著述なれば、當

菱形山。

宇佐に三山あり。龜山、大尾山、西山なり。此の三山菱の形の如し。故、菱形山と云ふ。造營日記云、應永廿六年十一月廿五日、一御殿內院外院御造作悉造畢、此段京都へ注進之、上覽仁御備之間、御感甚しければ、御屋形大先御歌、『末の世は君にひけとや龜山の宮木を神は讓りおきけむ』耕雲御作、『宮造り昔にかへる龜山は浮木にあへる御世のためしか』

菱形池。

三山の間にあり。亦、大貳堂の池をも云ふ。いづれならむ。宇佐宮雜徵に、肥後志略を引きて、彼の國、山本郡にも、菱形池有る

よし云へり。重兄云、元亨釋書に、豐前州宇佐郡厩峯菱形池畔民家兒云々、又宇佐郡記に、三山之間、有二自然池一、號二山名一曰二菱形池一云々、八幡本紀に「菱形池は龜山の下、北の方にあたれり。此の池、多くは田となりて、纔に其の半を殘せり。神皇正統記に、肥後國菱形池とあるは誤なり。」とまうせり。

小倉山。

大神の鎭りませる地なり。造營日記、正長元年、大內氏參宮の處云、宇豆高山とは小倉山を申すとかや。今の上宮、是れなり。重兄云、元暦二年、日本紀竟宴歌に、得二磐田天皇一、右大臣源朝臣多、「比志加多乃爲具其能也萬波波留祈支道哉美道麻毛流留加計毛波奈禮受」とあり。

寄藻川。

吳橋の下を流るゝ川なり。宇佐小鑑云、『影見れば月も南によりも川清き流を渡る宮人』玄旨法印、重兄云、正安三年和氣勅使刑部權大輔篤成宇佐參向日記に、後伏見院御製、「水上の月も南に寄藻川清き流をわたる宮人」云々、倉司氏弘、禮をせし時、篤成歌に、「影見れば月も南に寄藻川暮るるに橋を渡れる宮人」と見にたり。又、烏丸光廣卿の歌に云、「旅人の日は夕暮に寄藻川ふばし待てとや出づる月影」

月瀨川。

寄藻川の下流なり。文治記に、調瀨と書けり。應永四年の古文書に宇佐月瀨の屋敷と云ふ事あり。

淺瀨川。

月瀨川の末流なり。

御食川。

下宮の前を流れて到津大宮司家の東に出で、月瀨川と一つに合す。

初澤池。

大鳥居の南、一町許にあり。

八箇社。

田笛社。豐後遠見郡犬田村、鷹居瀨社。上田村、瀨社。樋田村、泉社。酒井社とも云ふ。辛島村にあり。造營日記、應永三十年の處云、和泉の御社の池より霊酒一七日湧出ける、こそ奇特なれ。諸人參宮拜之。

乙咩社。乙女村、大根川社。大根川村、妻垣社。妻垣村、小山田社。小向野村、

以上宇佐八箇社と稱す。往昔、行幸會ありて、六年に一度、八箇社

へ巡幸の御祭ありき。此の事は上にも、往々云へり。重兄云、宇佐宮記に、稱德天皇神護元年閏十月十八日、有御神託、四年一度、被始八ヶ社巡幸、田笛社、鷹居瀨社、乙咩社、大根川社、郡瀨社、泉社、婁垣社、小山田社、彼所々者、大神靈行之勝地也、其後經四十七年、嵯峨天皇弘仁二年辛卯以來、以六ヶ年、爲式年、被遂行巡幸之儀式云々、とあり。

○百大夫社。

重兄云、宇佐町西より入口の左にあり。俗に、百體殿とも云へり。傳に、養老年中、宇佐の神軍を以て、隼人を平げし時、こゝに、隼人の亡靈を祭りしものなりといへり。宇佐宮(永享五年)現社に、「應永廿七年十月十一日、百大夫殿社、立柱、奈古若狹守重光造進之」とあり。

○三女神社。

下市村にあり。甚、神々しき宮地なり。此の宮の前なる河、即、宇佐川なり。川の彼方なる田居中に、眞名井あり。社の傍に男莖の形爲したるもの、數々建ちたり。こは印度藏志に、皇產靈大神と伊邪那岐大神とを祭れるよし云はれたる石神塞神さいのかみの類なるべし。實に、彼の書に云はれたる如く、自然石ならず、人作ならず、見ゆるもあるなり。

○清水宮。

清水村にあり。夫木集、大江匡房歌云、『ほさばやなゑのおりかけてほす衣清水の宮の流絶にせで』此の卿、康和の頃、太宰大貳にて、在任の間に、宇佐宮に詣でられしことありと見にて、宇佐に、大貳堂と云ふもあり。其の往返に、此の宮へも詣られしこと有りしなるべし。今は八社宮と稱す。重兄云、清水宮といふは企救郡にも有りて、そも、無下に、新しき宮にても無ければ、本書に洩らされたるを書き加へ、匡房卿の歌をも、記し置きしが、今、つくづくと思へば、卿の作は、猶、かなたにては無く、此處に云はれたる如く、宇佐へ往來の折に、此の清水村の清水宮に立ち寄りて、咏まれけるにや。そは、村の名も、清水村といひ、寺にも、はやく、清水寺といふ舊刹あれば、かたくに、此處に定むべきか。但、和爾雅には、豐前國清水宮、松葉集にも、清水宮豐前、とのみ有り。太宰管內志には、企救郡の條に記せり、古歌によめる清水宮は、果していづれにや。なほよく考ふ可き也。

○一柱騰宮趾。

神武天皇紀に、甲寅年冬十月、天皇親帥諸皇子、舟師東征、行至筑紫國菟狹、菟狹此云宇佐、時有菟狹國造祖號曰菟狹津彥菟狹津媛、乃於菟狹川上造一柱騰宮、而奉饗焉、一柱騰宮此云阿斯毘苫徒鞅餓離能宮、と云ふ事

あり。此の宮の趾を、通證に、今、宇佐神宮の西、有驛舘川、其水源、大石穿穴者多、傳云、此其故趾、と云へり。此は何處を云へるにか。此の川筋は、鷹巢觀音を始め、其の趾と思しき地なきにしも非れど、今は二千年の往方の蹟なれば、容易は知るべくも非ず。先頃、余が歌に、『あしひとつあがりの宮のあがりたる世の趾たれか踏みさだむべきこと』詠みて、然て置きつるに、近頃、宇佐宮雜徵を見るに、『宇佐宮より一里餘西南に當りて、川にそひて、拜田村といふあり。川より五六町許、隔りたる處に、小高き松原あり。南北に通ひし大道の跡存り、其處を村人は塔山、足上とも云へり。塔山は騰山、足上は足一騰の畧か。又、此の國に、土用座頭と云ひて、四土用に、古跡などを誦し、物乞へる盲僧あり。其の誦する辭の中に、拜田上宮と云へることあり、』と云へるは、少し、謂ありげに聞ゆれど、確には定め難し。扨、此

の宮の名義を、記傳に、『宮の一方は、宇沙川の岸なる山へ片かけて構へ、今一方は、流の中に大なる柱を、唯一つ建て支へたる構へなるべし。騰と云ふ故は、宮の御床は山の片岸の上に搆へたるに、彼の一方を支たる柱は川中より立ちたる故に、其の方より望めば、高く騰て見ゆればなり』と云はれたり。雜徵に、一足あがる程なる甚、卑き行宮なるよし云へれど、然ては、足一騰とは云ひ難く、且、陋ゐなる說なりかし。

○御許山權現。

馬城峯とも云ふ。重兄云、元亨釋書に、辰峯とあるせり。二十二社注式に、豐前國宇佐郡菱形山寶幡八幡大神、坐二郡家東一馬城峯頂一、後人王四十六代聖武天皇御時、神龜四年、就二此山一奉レ造二神宮一、又、宇佐宮緣記に、八幡大菩薩爲二人皇之貴一、乘二靈瑞馬一而飛翔此山、龍跡多二石面一、二寸許以見在矣、今謂二之龍跡岩一、此馬棲故名二馬城峯一、成二神明之時一、化二金色鷲一、影向當山、金光如二日足一、常放、今謂二之日足里一、此瑞及天應、此光照二王宮一、勅使下而祓レ之、華夷事而奉レ仰之、又、發二三柱石一（高一丈五尺、廣一丈五尺、）爲二寶躰一、忽出二三躰水一（廣六寸餘、深四寸餘、）爲二神慮一、大雨不レ增、大旱不レ減、大寒不レ凍、云々、なども見にたるは、もとより、信けひき雜き傳にはあれど、參考にもと記し補ひつ。山上に、八幡大神三所を祭れり。各、石體なり。一は高三間許、二は低し

又、巓なる磐石の內に水あり。廣五寸、深一寸五分、大雨にも增さず、大旱にも減ぜず、大寒にも凍らず、汲みても盡きずと云ふ。天台宗の僧坊三區あり。往昔は六區なりきとぞ。宇佐大神宮緣起に、應神天皇御靈行之昔、御示現之一處也、とあるは、信け難し。今は宇佐宮の本宮の如く云ひて、大宮司の初拜と云ふを爲なる時は、必、此の山に詣づる事と成れるを思ふに、彼の三女神の天上より降り著き給ひし所なるべし、と思はる由あり、其は古史傳拾遺に、詳に、論はむとす。扨、古史傳（三女神降臨の條）に、『埼門山の在所、同じ國內（宗像神社と同じ國內にて、筑前を云ふ。）なるべけれど、詳ならず。玉木正英と云ふ人の說に、『三女神始め降臨之處、曰御許山、神宮を距こと東へ五十町。絕項に磐石あり。常に、清水を湛へ、旱魃に涸るることなく、雨雪に汚れず。此を石清水と稱ふ。後に、今の社地に遷し祭るとあり。然れば、埼門山と云ふは、

今いふ御許山の古名なるか、』と云はれたるは、甚しく、謬られたり。埼門山は筑前、御許山は我が豐前宇佐郡にて、即、此の馬城峯なるをや。宇佐宮より五十町東の方なり。是は正英の說の、素より、御許山を筑前と誤りたるにや。將、翁の正英が說を引き誤られたるにや。此れ等も、拾遺に讓りて、今は委しく、云はず。

鐘。

講堂の南にあり。堂はなし。銘文磨滅して、應永の文字而已見にたり。

○蛭子宮。

重兄云、四日市にあり。事跡考（原記）云、永正年中、渡邊筑後守、肥前松浦潟より背負ひ來り、四日市氏神と勸請す。商賈繁榮の神と稱し、每年十一月十四日、十五日の祭禮、古例猪鹿の首三

つ備ふと云ふ。近年、鴨の首三つを代りとして献る。御神體御召絹として、眞綿、中須賀住人一首以次郎左衛門より献納す。云々。

又云、因にいふ。四日市は、はやくは、茅萱生ひたる原野なりしが、明德の頃（後小松天皇の御代）より、はじめて開かれそめつゝ、家居も、かつ〴〵、出で來りたるなりとぞ。（こも、事跡考に見ゆたり。）

六十八

豐前志九之卷終

豐前志十之卷

故渡邊重春著
男渡邊重兄校

宇佐郡下。

○虛空藏寺。

山本村にあり。國分寺とも稱す。小笠原侯領內に、三十三所の觀音を定めし時、古刹なるを以て、假に、國分寺の名を命ぜり、と或入は云へり。此の山名を鷹栖と云ふ。豐筑亂記に、淨土寺の觀音、三重の內山の觀音、豐前の高須の觀音、三箇所同躰と云ひ傳ふとあり。豐鐘善鳴錄に、法蓮和尙、居山本鄕練若、奉虛空藏像、云々、と見ゆ。田の字に、鐘堂、經堂、石佛と云ふあり。又古虛空藏と云ふあり。是れ、往昔の寺地にや、知らず。又、法光寺、淨

圓寺など云ふもあり。此の寺の末寺なりし成るべし。重兄云、建武中宇佐宮放生會記にも、「次、虛空藏寺(山本村)狛犬二頭、云々、」と見ゆれば、舊刹たりしこと、云ふまでも無かる可し。

○圓通寺。

宇佐にあり。豐鐘善鳴錄云、豐前州圓通寺神子禪師、諱榮、姓平氏、父曰康賴、母初夢呑朝日、而有孕、在胎動搖三十餘日、以建久乙卯六月二十六日、生于筑後州三豬莊、口放異光一七日、父母畏避寘巷、牛馬不蹈、塵坌不涴、有異嫗、抱之歸家、師年七歲、從永勝寺嚴琳和尙薙髮、琳是建仁千光族弟也、字師曰口光、徵生辰之瑞、云々、寬元の初、入豐創宇佐圓通寺、又、剏肥前報恩、筑後朝日、筑前薦福、豐前妙樂、俱爲第一世、文永九年十二月念八日、現疾恬然順寂、閱世七十八、門人火浴千役官河の旁、

○大樂寺。

宇佐にあり。豐鐘善鳴錄云、釋道密、一名光仙、久寓南京西大寺、

以律藏著稱、元亨中、遊化竹斯、詣宇佐祠、時祠官宇佐公連奏上、新建醫王山大樂寺、延密爲開山、云々、重春云、此の寺に、後醍醐天皇綸旨、懷良親王の古文書等あり。重兄云、後醍醐天皇宸筆銘文心經後序に云、豐前國宇佐宮大樂寺常住也、經者是大師之筆跡、銘者則先朝之宸翰、云々、爰、當寺隣里燒亡之時、爲盜人紛失之、衆僧愁嘆之處、不慮感得之、誠冥鑑之所致、末法之奇特也、向後、彌爲當院重寶、敢莫出門戶矣、正平己酉林鐘中八日、中書懷良親王、とあり。

○仙岩寺。

龍王村にあり。里人は仙の岩と云ふ。山腹の岩の間に寺あり。幽邃の地なり。いにし年、遊びける時の歌に、『仙人のむかし住みけむ岩なれやのぼれば雲にとびぬべきかな』と咏みけり。げに、しか覺ゆるばかりの景況になむ有りける。

○妙菴寺。

龍王村にあり。妙菴居士細川忠興の弟與八郎幸隆、法名妙菴、の墓あり。

○劒星寺。

○大村にあり。豐鐘善鳴錄云、釋淨藏、洛城人、諫議大夫殿中監善清行之子也、母弘仁帝孫女、夢天人入臥內因娠焉、洎誕聰敏、聞一知二、四歲讀千字文、七歲求出家、殿中戲曰、汝欲墮三寶數、當作一靈應、藏乃出戶外、召神人、令折庭梅一枝、來而以獻焉、殿中驚異、不敢拘焉、藏因詣諸勝地、事於修練、歲十二、自松尾神祠還、寬平上皇、偶幸西郊、中路見藏喜爲弟子、勅上叡山登壇戒受、宣玄昭法師、稟密敎、又從大慧法師學悉曇章、中略、天曆中、寓八坂寺、時搢紳多會、見塔曰、此塔傾向王城、豈非凶事乎、願上人以法力端直焉、藏許諾、其夜坐露地、向塔持念、須臾、微風自西北來、塔婆振動寶鐸作聲、藏歸本房、弟子仁淨早起見塔、端直無傾斜、都人嘆異、又遊竹斯、抵豐前州深見莊、營一梵宇、寓止焉、有時凝神翹門首石祈誠於天、天乃降七星幷一口劍、其光焜耀丘壑、藏以函盛之、封寘于中殿、因名寺曰劍星、康保元年十一月念一日、化雲

居寺、今、田の字に、鐘撞田、寺田、經田あり。

○妙樂寺。

木內村にあり。僧賴嚴の開基なり。重兄云、豐鐘善鳴錄に、釋賴嚴、云々、康治元年八月念四日、抵宇佐郡妙樂寺、入石壙唱滅焉、とあり。賴嚴入定の石壙あり。貞和中の碑あり。重兄云、石碑に、梵字(一字あり)其の下に、右奉爲賴嚴上人也、貞和二年四月五日とあり。寺の山を稻積山と云ふ。山上に長寬中の碑あり。賴嚴の事は、上毛郡求菩提山の處に云へり

○善光寺。

時枝にあり。事跡考に、緣起を引きて云、善光寺は天德二年戊午、光勝空也上人開闢の地なり。中略、推古天皇御宇、願轉二年に、本多善光、彼の地天竺なり。より、信州に守護し、其れより佛願に依りて三躰に分ち、一は信濃國、一は出雲國、一は豐前國に飛來し賜ふ、下略、と云へり。元亨釋書云、光勝不言姓氏、自稱空也、天祿三年壬申九月、入滅、年七十、○鶴峯戊申が、襲國僞僭考に云へる九州年號の中に、願轉と云ふありて、推古天皇七年辛酉を願轉元年とせり。

○清水寺。

清水村にあり。緣起云、養老元年、仁聞菩薩、歷遊到二此山一、見二山形高穩翠巖幽邃而一條清泉湧出於巖中一、乃建二立一精舍一、（中略）、兩豐大守平重盛、曾仰信東山清水寺觀音自在、治承四年、悅二我封內豐州一、有二清水寺觀音自在菩薩一、遣二家臣彌兵衛者一、造二營七堂大伽藍一、寄二捨木部清水里水三邑一、以宛二齋田一、又命二石工一、樹二壽塔於東麓一、以爲二永衛護薩埵之驗一也、（下略）、こあり。然るに、中昔の兵亂に依りて、梵宇悉に、廢したりしを、木下（出羽守、）宗連、再建せられきこそ。宗連は木下（肥後守、）家定の子若狹少將豐臣勝俊朝臣の弟なり。寬文五年六月死去。其の墓、寺內にあり。

夫木集云、『宿を出でて尋ねてゆかむ清水寺名にたがはずはすみやとまると』忠房

小笠原長勝の清水寺記云、（前略）、幾秋の露霜に、刻みし文字もあ

となくなりて、ゐるしもあり。案內する人にこへば、そのかみ、小松の內のおこゝのゐるしぞと云ふ。誠や、此の君は、平氏の正嫡にて、當國をゐるよしして、世に賢き名をも殘し、唐國まで知りつたへ侍りし人とおもへば、我がきつる袖の露を、さながらの手向（たむけ）こす。それより、下つかたに、宗連こいひし人、父子の蹟あり。吾れ幼き比、見聞きし人にて、幸ならぬ世を遁れ、誘ふ水にいなび難くて、此の國に來り、年久しくして、終（をは）りをこられし、（中略）、此面（こなた）彼面（かなた）深き木陰よりの流を筧になして、庭にたたへ、此の水を便こして、心細くすみなすも、われぞ事たるこ見にて、山井庵こ號せり。嶺つゞき見るに、折から、なかばの冬なれば、山の紅葉は、皆、散りはてて、梢さびしく、ましらの一聲も、面かげにそふばかりなり。露、時雨をなく、ゐぐれて、狩の袖も、ゐほれ侍れば、鷹人かへさをいそぐ。えも忘れがたき所の

さまなれば、口ずさみて、主の大德にあたふ。源長勝『住む人の心も清し山の井の水を便りに結ぶ菴は』下略、

重兄云、清水寺文書に、「豐前國宇佐郡補陀落山清水寺之山、西者峯之大道より、東者麓を限、北者宮之森尾上の小道より、南は權現山之尾上之小道を限、右如紙面千手觀音堂へ令寄進者也、寛永貳拾一甲申年三月十八日、小笠原信濃守源長次、補陀落山清水寺」とあり。それにて、當時の境域は知らるべし。

○小松内大臣墓。

寺内にあり。緣起に、命石工樹壽塔、とあれど、如何あらむ。或は、公の家人どもの、遺骨を收めて、當國に來りて、此の寺内に葬りたるには非るか。或は、彼の公の領國なりしかば、國人の慕ひ參らせて、其の墓を建てしか。又は、平家の滅びし後に、其の家人の身を隱して住みけるが、墓を立てて、朝夕拜み仕へしか。今は知り難し。但、羅漢寺、長谷寺等にも、此の公の墓といふがあり。重兄云、兩豐記にも、「豐前の清水寺、羅漢寺、長谷寺等の三處に、小松重盛公の墓あり。此の國は、彼の公の領地なりしかば、家人どもの立てたるなる可し」とあり。

○蓮臺寺趾。

小倉山の東二町許、大尾山の峰續きにあり。文治記云、後冷泉院敕願寺として、都督正三位資道卿草創。

○安樂院。(宇佐公通墓)

重兄云、森山村に在り。太宰管内志云、安樂寺は、曹洞宗にして、中國高山寺の末寺なり。本尊、藥師佛なり。寺は南に向へり。門の入口の左に、宇佐大宮司公通の墓あり。『安樂院殿關西先守護大宮司豐筑對三州大守天宮公通大居士』とあり。塔は古物にあらず。此の寺は、宇佐の宮成大宮司家の菩提所とす。

重兄又云、當時、宇佐公通は、森山村に居を構へ、領地多く、勢いと、盛なりき。今、森山の邊の田の字に、田城、西の門、東の門、泉水、築山、御花畑、馬塲、弓塲などいふあるは、其の居の蹟なるべし。

宇佐氏系圖には、大宮司公通、天養元年十二月二十七日、賜大宮司官符、治承四年七月十五日、再補、叙正三位太宰太貳、

受領豐州筑州對州、叙四位之時、改宿禰爲朝臣、元暦年中、緒方惟榮等、惡行後奉造立神殿、紛失黄金封之、平田、別府等開發、と有り。

傳へいふ。平田井堰を起ししは、宇佐公通なりといへり。はじめ、公通、其の居に水を引かんとおもひ、くさ〴〵、心をくだきしに、或夜、白蛇十二、驛舘川より這ひいでて、其の居のあたりに來たりぬ。公通心に悟るところ有りて、遂に、驛舘の流を引きて、その邸に入れ、餘の水は、悉く、あたりの田に漑ぐことと しけりとぞ。又、傳へいふ。吉松村有瀬大明神、城村成吉大明神、森山村蛇田大明神は、此の白蛇を祭れりといへり。なほ、種々の俗傳あれど、さまではと洩しつ。

此の井堰は、其の長さ殆、五里に亘り、灌漑するところの水田は、六百五拾町にあまり、地方のもの、今なほ、餘澤に浴せりとぞ。重兄云、この安樂院の一章は、こたび、新に、書き添へつるなり。

○眞勝寺。

○事跡考（原義敬記）云、是は天正年中、渡邊藏人入道專譽重兄云、專譽名は統綱。渡邊光の孫也、開基の道場にて、養孫正願の代、元和の度、東本願寺宣如上人より、寺號、木佛、御影等、申し受け、御堂建立、云々、宗門繁榮にて、歸依の門徒貳千餘軒に及ぶ。第八世宗順、身持不行跡の上、西方改派相企て、騷動差發り、寛保三亥年、御裁許、遠島に被仰付、寺跡は公儀へ被召上、翌延享元子年、眞勝寺の跡、敷地共、東本願寺へ被下置、本山掛所御坊と致す。役僧差下し、輪番被附置候也、重兄云、本文に云へる眞勝寺第八世住職宗順は、西本願寺に轉派せむとして、一方ならぬ紛擾を來し、終に、幕府の裁決によりて、八丈島に流され、寺跡は沒收せられ、東本願寺に與へられしなり。かくて、東本願寺の別院となりて、國中の大刹とはなりぬ。其の後、改派の黨與の者ども、西本願寺に請ひ求め、一寺を創設せしもの即、西別院にして、事跡考には、「改派の僧侶、群集にて、御堂建立、兼帶所と唱へ、文化の度より、御坊の稱號御免、云々」と見えたり。重兄云、此の章は、こたび、余が新に書き加へたるなり。

○和尚山。

拜田村にあり。山上に、法蓮和尚の座禪石と云ふあり。續紀に、大寶三年九月癸丑、施僧法蓮豐前國野四十町、褒醫術也、とあ

り。朝廷より給はりし野は、此の山の邊には非るか。拜田と云ふも、由緒ありはるる名なり。又、田の字に法林と云ふあり。此は法蓮を訛れるにぞ有るべき。扨又、續紀養老五年六月戊寅の詔に云、沙門法蓮、心住禪枝、行居法梁、尤精醫術、濟治民苦、善哉若人、何不褒賞、其僧三等以上親、賜宇佐君姓、

○船木山。

船木村にあり。神功皇后の夷國を討たせ賜ふ時、宇佐郡船木山にて、木を伐り、船四十八艘を造り賜ひしこと、八幡宮緣起に見えたり。推古天皇紀、二十六年のところに、安藝國にて船材を伐らせられし事あるに、和名鈔に、安藝國安藝郡船木と云ふ鄉あるは、其處にて、同名同義なるべし。

○菟狹川。

今は驛館川と稱ふ。水源は、西椎屋、東椎屋、福貴野の三瀑布を始め、數流合して、一水になれり。景行天皇紀十二年、熊襲の反きし所に、八月、幸筑紫、有賊賊者、一曰鼻垂、妄假名號、山谷響聚、屯結於菟狹川上、其所據要害之地、故領眷屬爲一處之長、悉捕誅之、とあり。貝原翁の菟狹川を寄藻川とせしは誤なり。弘安七年宇佐宮坊領田畠坪付に、驛館。渡上、云々、とあり。此の川の事は、一柱騰宮、幷に、宇佐驛の條に云へり。併せ見るべし。（重兄云。宇佐驛の條に引ける如く、刑部大輔篤成宇佐參宮日記に、正安三年二月十六日、著宇佐川驛館、云々、あされば、宇佐川の稱は、なほ、鎌倉時代までもいへるにや。又、むかしの菟狹川は、驛館川なる事、云ふも更なり。）

○西椎屋瀑布。

西椎屋村にあり。水源、豐後玖珠郡福熊嶽の麓なる日出生村の秋塚と云ふ所より出づ。瀑布を距ること、一里半許なり。世に比なき大瀧なり。遠帆樓詩集、西椎谷瀑布。引云、椎谷瀑布、在

惠良溪椎谷村山中、蓋有瀧雄云、余將往觀焉、子安導、兒仁及門人數輩從同發、踰三十六盤嶺行數里、遇雨至小河內神祠而憩焉、祠後有溪、極狹、荊蓁沒肩、葛蔓蔽面、不辨咫尺、翕傘潛身、痀瘻而行、一轉益險、乃棄傘兩手摸索、前者顧後、後者跟前、行半里餘、莽窮而沙、忽聞轟然有聲、仰瞻則斷巖千仞、銀河倒瀉、巖石瞋吼、噴雲吐烟、倏而雨雪、奇寒徹骨、不能久停焉、子安抱巨木來、橫溯爲橋、曰達前岸、則可窺全勝、乃先渡焉、余欲踵股慄不能顧、從者有阻色、子安曰、怯乃猿接而渡、有突兀臨淵者、曰此爲拜石、高三四丈、上可坐數十人、鑿石爲級、苔滑油々然、俯伏而上焉、俄見長風皷壑、万籟齊鳴、瀑布怒號、若蛟龍攫雲飛降者、皆相視爽然失色、魄褫胸悸、然不敢口、心與目謀、逡巡而退、于時、安政乙卯仲秋二十一日也、

○東椎屋瀑布。

東椎屋村にあり。水源豐後速見郡塚原山より出づ。瀑布を距ること、二里。西椎屋なるを雄こと、東椎屋なるを雌こす。東西相去る事、四里許なり。脇蘭室翁の記云、椎谷在北豐之野、有瀑布二焉、西爲雄、東爲雌、予之所遊、其東者也、蓋三面峻壁、圀類龜突、高四十丈、巔則松檜楓柟雜植、交蔽糾紛、轇轕巖腹、光澤淨潔如拭、危絕峭直、紫翠照映、下則芳卉新苔、蔚然衍布、清氣馥郁、秀發可愛、瀑懸最頂、截然灌下、勢如奔馬逸駕、如降龍歸淵、如瓶裂壺倒、而沛乎傾瀉者、如舞雪飛霰之生於寒空也、有風觸焉、則蕩搖欹側、如縮帛之飄、珠璣之碎、可謂壯觀矣、聲響所及、山谷互應、殷々洶々、不可細語、潭廣四百餘步、深與瀑高相如云、鑑光藍色、激而成瀾、其委則爭走石間、冽清甘美、石之橫渠上者、皆滑而平、小者如榻、大者可坐十人、近瀑之地、隱霧濕嵐、涼冷徹肌、夏日可挾纊也、稍距潭處、氣融象辨、好景足翫焉、予則踞巨石、掬流泉、攀

嘉樹、峯芳草、悠爾而望、恬然而樂、飄逸若遺塵寰者、恍惚若入仙之境者、蓋恨來遊之晚也、而又、且想西者之奇、不能已也、未知、曷日克得探其境乎、雖然、既觀其雌、豈有不觀其雄者哉、姑記以竢、

丁巳孟夏下浣、

○福貴野瀑布。

福貴野村にあり。大平山より出づ。水源、一里あり。龍泉寺の後なる林の中に、孤松あり。此の松陰より見るに宜し。瀑布は少し見下されて、落口より上の流も見ゆ。東西椎谷は餘りに、大瀧なれば、見るに心の慰むべくもあらず。何となく、歸るさの急がるるを、此所なるは、朝夕去らず見まほしと覺ゆるばかり面白し。かつて、余が遊びける時の歌に、『水上の水は水ともみへながらおつるは雲と烟なりけり』『見るが内に左右にたわむなりあらしふきのゝ瀧ぞあやしき』

○瀧貞村瀑布。

瀑布の狀は、余が遊びける時の歌に、『白布を三段四きだにたちきりて巖の上にたれさらすらむ』と思はれて、三つに折れて落ちぬ。村名も、此の瀧より出でたりと見ゆ。

○和間濱。

月瀨川の下流の海濱なり。此處に浮殿と稱ふ地あり。是れ、宇佐宮放生會の時、水中に行宮を建て、神輿を安置奉りしなり。抑も、放生會の事は、政事要略に、養老四年、豐前守宇努首男人將軍、大御神奉請大隅日向兩國、向招隼人殺、大神詫宣、我此隼人多殺、每年放生會奉仕、依宇佐宮詫宣、始諸國放生會事、また、放生會記に、天平十六年八月十五日、被下官符、始所被行放生會也、云々、於豐前國和間濱、自頓宮行幸浮殿之時者、學彼兩國貴給時之風情、自船奏細男之舞樂、皆表上古之形體、云々、一艘

上毛郡小今井、（頂卷云、今は小祝と云ふ。此の船に古表の神輿を乘せ奉りて行幸せしなり。）一艘下毛郡今津、（頂卷云、此の船に伊藤田村古要社の神輿を乘せ奉りて行幸せし也。）十三拾置蜷、放浮殿下、また、造營日記に、應永廿七庚子七月二日、和間之大鳥居、杉伯耆守重綱造進之、又、同書に、和間之警固は、豐前國人々、嘉摩穗波人々也、和間之鳥居之内、大道を中になして、家々の幕を打ちて、甲冑を着してあり、と見にたり。俗神道大意に、放生會は、最勝王經に、池魚を放ちて、大に功德になると云ふ事あるより、根ざしたる由にて、論（あげつら）はれたる事ごともあり。例の禿氏が、譎（いつは）り搆へたる事は云ふも更なり。（猶、放生の事は、年中行事歌合云、「世にかくてつながるる身も放生なむ生けるを放つ神の惠に」瑞云、唐商宗詔天下、斷ㇾ池籞ㇾ郡處、置ニ放生池一、顏眞卿爲ㇾ碑、事文類聚云、歐陽永叔、歐放生池碑曰、放生池、唐世處々有ㇾ之、治ㇾ物者、常爲ニ之節一、使ㇾ其足用而取ㇾ之、不ㇾ過、物々得ㇾ遂ニ其生一而不ㇾ夭、王代政如ㇾ是而已、）中昔、兵亂に因りて、此の行幸、中絶せしを、元和三年、再興ありしが、間（ほど）もなく、復、廢（すた）したり。今、此の濱に古表崎と云ふ所あり。是れ古表社の御船の着きし地なりと云ふ。尚、放生會の事は、緣起の參考、並に、上毛郡の卷、古表社の所に云へり。（頂卷云、宗像神社古緣記に、「皇后悅給天、豐浦宮仁歸御座須、則、賀島に付給天、云々」と見にたり。或人は肥前風土記に、見にたるむかし、景行天皇の時を止め給ひしと云ふ宇佐海濱行宮は、此の和間濱なりけむと云へり。）

○古表社眞名井。

宇佐百體殿の西の路傍にあり。古要社の眞名井と並べり。大なるが、即、古表社のなりより小なり。是れ、放生會の時、行幸有りしが故なり。

○古要社眞名井。

同所にあり。古表社のよりも小なり。

○小倉池。

周回三十餘町あり。慶長十二年、甚（いみ）しく、旱魃せしかば、細川侯國中第一の池を堀（ほ）り、永く、旱損の患を除かむとて、八郡に命（おほ）せて、修造せられき。此の時の奉行は、長岡內膳、杉生佐兵衛、大

庄屋麻生、禪源寺庄屋元重久右衛門、四日市源三郎等なりき。

○今熊野。

木部村にあり。事跡考云、小笠原侯、昌時、中津の城主たりし時、山州新熊野より樹木を取りて、城内に栽ゑけるに、忽に、枯槁しぬ。群臣相議りて新熊野に還し栽うべしといへり。然れども、道路遙遠なり。此處の名、偶、同じきを以て、此處に移し栽ゑられしに、忽、生活し、枝葉繁茂しけり。其の木、今猶、存すと云ふ。

○凶士塚。

宇佐百體殿の西の道の北にあり。放生會記に、埋隼人頭、凶士墓歟、とあり。如何あらむ。此は隼人の首を梟しゝ處にて、梟首塚には非るか。

○孝子右京墓。

東惠良村にあり。右京は若宮の神主、神崎氏なり。

欠

MISSING

陵の此所に有るべくも非ずなむ。

○東椎屋村銀杏木。

天神社の境内にあり珍らかなる大樹にて、女の乳房の形なせるもの、幹また、枝に繁に、ふくれ下れり。乳少き女、此を神に乞ひ取りて、煎りて飲めば乳出づこと、遠近より詣づる人多し。扨、冠辭考に、チ、ノミと云ふは、テフイの木實ならむ、と云はれたるを、平田翁も信用れて、古史傳（秩父國造の處）に、銀杏をチ、ノキと訓を附けられたるは、然る事なり。實に、乳の木にぞ有ける。（六人部是香が、緒の玉串に、チクリ）なるべしと云へるは、いかにぞや聞ゆ。（チ、ノミは松球（マツ）如斯て、此の社の祭神を天神と云ふより、誤りて、天滿宮と申せど、是は、印度藏志に云はれたる天神にて、皇産靈大神と伊邪那岐大神とを祭り奉れるにこそ。抑、此の大神等は、世の蒼生を生び育て賜ひ、今の現在にも、其の御靈を幸ひ賜ふ大神に坐すなるに、其の社地

に、然る乳の木の生ひ立ちたるは相應しき事にて、乳の爲には、別に御靈の恩賴を副へさせ賜ふべきものぞかし。

○佐田村城趾。

宇都宮綱房築きて、其の子孫世々居りき。重兄云、佐田文書云、「佐田因幡守、當知行所々注文、一所、御許山領佐田庄五拾參町内拾六町五段十五代(武役勤之)一所、田河郡柿原名三町、一所、築城郡牛丸名八町、一所、深見庄下岩迫屋敷(土貢貳貫文)以上貳拾七町五段十五代、文安元年三月日、當知行の地所の事、領掌不可有相違之狀如件、文安元年三月八日、敎弘判佐田因幡守殿」。

○妙見山城趾。

香下村にあり。天慶三年、藤原純友築きたり。應安以後、大内氏の抱城に成りて、城代杉民部、同伯耆守、仁保加賀守、杉兵庫、同勘解由左衛門、貫備後守、古田下野守等、相繼ぎて居る。弘治二年より、田原近江守親堅、入道紹忍、養子與兵衛親盛、居る。天文の頃、城井右馬允房統居りき。重兄いふ。西州軍談に、豐前國探題として、田原近江入道紹忍を妙見城に居らしめ、豐前城主小給人、凡、四百六十人の人質をとる。偖、田原組付に仰付けらるる衆中には、云々、各、百六人、妙見城在番、相つとめ、武略を糺し、暫く、靜になりにけり、とあり、又、同書に、大友宗麟、豐前國妙見の探題には、二男新九郎親家を遣はすとも有り。

○神樂岳城趾。

龍王村にあり。元正天皇の御宇、宇佐兼權大夫緒方何某、八幡宮に詣うでて、一國の守護に爲し賜へ、と祈りけるに、安心院の山上と思しき所に、經津主神現れ賜ひて、神樂を奏で賜ふ、と見て、夢は覺めぬ。即、其の山上に、城を築きて、神樂城と稱し、安心院氏と改め、代々居る。是れ、宇佐大宮司四家の一なりき。建武の頃より、宇都宮氏の抱城となり、永祿四年、大友家の抱城に成りて、田原紹忍、山内外記等居る。天正の際、古賀鄕六郎清晴居りき。城井の一族なり。重兄云、城は天正十六年に至りて、終に、破却したりき、德川氏の代となりて、松平重直、此所に居りしが、後、豐後の杵築城に、封を移されたり。重兄云、豐前軍記略云、宇佐郡公方家士三十六人者等、年來、恐大内大友兩氏猛威、附屬此兩家、然至近年、又叛此兩家、各、有自立志、依之、互、及戰爭、弘治二年秋、大友義鎭、率大軍、發豐後國府内、到宇佐郡龍王城、以此城爲本

陣、分軍卒、攻諸城、因之、宇佐郡公方家士先降參、云々、又云、野史に云、弘治二年、大友義鎭、出陣于宇佐龍王城、取肥筑之成而還、獨使親堅守此城、及妙見城、其人、望高而識闇、色厲而內荏、喜乘人短、義鎭待之最厚、其遠忠良、進弘壬、天正八年、爲人伐島津、買敗、十四年、招覆亡之禍、職由此人、云々、親堅、薙髮して、紹忍とは云ひしなり。

○立山城趾。

菱形城とも云ひき。菱形池の戌亥にあり。宇佐大宮司代々居る。天正の頃、古賀鄕六郎、龍王城より遷り居たりき。

○高森村城趾。

元曆の頃、緒方三郎惟尹、平家を討たむ爲に築けり。天文の頃、原田伊豫守種興居る。天正中、黑田兵庫頭居りき。

○中島城趾。

高家村にあり。鎭守府將軍武則五世の孫、尾張守何某の孫、中島伊豫守宣長、承久の頃、一說に延應と云ふ。來り築きて、十五代居りき。世々、大友家に屬す。天正十七年、黑田家より攻め落されたりき。

○時枝村城趾。

○應永の際、時枝左馬介築きき。是れは、本(もと)、山城國八幡慶安寺の子なり。

○丸尾城趾。

木內村にあり。永曆の頃、千葉介常胤の三男胤成築きき。木內氏と稱せり。重兄云、本書原本「保元の頃、千葉介常重の孫常胤の三男武石權守成胤築けり」と記されたれど、今、木內家由來書によりて、斯くは訂しつ。

○光岡城趾。

赤尾村にあり。建武の頃、高武藏守築きて居りき。村を吉田と稱す。貞和六年より、赤尾次郎左衛門尉種綱居る。筑前原田氏の一族なり。因りて、吉田を改めて、赤尾と稱す。其の子孫代々居りき。

○土井城趾。

佐野村にあり。佐野氏世々居りき。宇佐氏の餘流なり。天正十一年、佐野源左衛門、大友家より討たれたりき。

○高尾山城趾。

麻生村にあり。麻生攝津守親政居りき。永祿九年、大友家を背き、城に籠り、北口、高並口、櫻岳、深水口、其の餘、其所彼所に、軍兵を寘き、奥野に馬を乘り回し、市河原を陣所として、宣坂より狼煙を揚ぐ。大友方には、赤尾は早田山に柵を結び元重を本陣とす。中島は小倉原に陣し、皇后石に幡を揚ぐ。大友の加勢、糸口原、車坂、轟橋に充滿たり。成恒は深水の毘沙門堂に陣し、三方より押し寄せて、攻め落しきとぞ。重兄云、此の事、西州軍談、宇佐郡記等に見にたり。

○秣村城趾。

城主未詳。

○大村城趾。

深見河内守居城。今も、田の字に内城、外城と云ふあり。

○羽馬禮村城趾。

惠良左京亮築けり。重兄云、惠良文書云、「去天文十二年五月九日、於出雲國宍道、父隱岐守盛綱討死、不及是非者也、彌、可抽戰功之狀如件、天文十七年四月廿八日、義隆判、惠良三郎殿」、

○西光寺城趾。

西光寺村にあり。田代某居城。

○上納持村城趾。

德野尾十郎左衛門尉居城。

○下惠良村城趾。

惠良左京亮居城。

○櫛野村城趾

櫛野和泉守居城。

○矢部村城趾。

矢部近江守高朝居城。今、田の字に矢部田と云ふあり。久内屋敷、吉上屋敷、下今井屋鋪と云ふもあり、矢部氏の家士などの

家居の跡にや。

○山下村城趾。

横山武藏守末實居城。今も田の字に末實と云ふあり。又、貞信屋敷、今永、貞行、武常、後藤と云ふもあり。城主の名か。將、横山の家臣どもの名にや。

○尾永井村城趾。

平田立賀居城。

○今仁村城趾。

今仁主水居城。

○清水村城趾。

内尾掃部久重居城。

○宮熊村城趾。

萩原土佐守鎭房居城。

○上副村城趾。

副甲斐守居城。

○御沓村城趾。

城主未詳。

○六郎丸村城趾。

津久見丹波守居城。

○山本村城趾。

城主未詳。今、田の字に大塲屋敷と云ふあり。此れ城主などにや。又、陣屋と云ふもあり。

○瀧貞村城趾。

城主未詳。

○西惠良村城趾。

城主未詳。

○楢本村城趾。

城主未詳。今も城山と云ふあり。

○敷田村城趾。

天正の頃、萩原山城守種親居りき。十七年、黑田家に降りき。

○萩迫村城趾。

城主未詳。今も、城山と云ふあり。

○四日市切寄。

渡邊氏居りき。渡邊氏は、元、肥前松浦郡波多鄕に在り。同鄕鬼子嶽城主たり。所謂、松浦黨なりしが、天文の頃、渡邊光、(稱筑後守)故有りて、四日市切寄に來住し、大友氏に屬しき。世に、四日市切寄衆と稱して、族黨いと多かりし也。居住の跡はいづれにや。或は四日市の內、常德の地ならむとの事なり。渡邊氏の後、今、四日市に在り。大友氏よりの感狀など、多く所藏せるが、其の寫一二を擧げむに、「去年以來、於當切寄、別而抽粉骨、于今無變化事、連々之心懸、令顯然候、感入候、然者、其表再破之樣、其聞候之條、大神中務少輔、林嘉右衛門尉差籠候、倍可勵馳走事、可爲喜悅候、必取鎭一段可賀之之趣、猶田原近江入道可申候、恐々謹言、義統、花押、渡邊石見守殿、渡邊加賀守殿、渡邊三郎右衛門殿、渡邊兵庫助殿、渡邊市左衛門尉殿、渡邊壹岐守殿」又(初の方は紙破損して無し)「猛勢懸合、則切崩數十人打取、高名之次第、無比類候、然者、爲其賞、至寄合中百町分之事、預遣候、知行之所、委曲田原近江入道可申候、恐々謹言、義統、花押、四日市切寄、渡邊寄合中」又「前朔、於平田、宇佐郡橋津衆、懸合終日防戰、辛勞之由、殊僕從兩人、被疵之段、感入候、必追而、一段可賀之趣、猶田原近江入道可申候、恐々謹言、義統、花押、渡邊加賀守殿」

○元重村切寄。

元重隱岐守鎭淸、同安藝守統淸居りき。重兄云、四日市切寄、元重村切寄の二條は、余が新に、書き加へたるなり。

此の書は、わが年ごろ、加へもし、刪りもして、いみじう、書きちらせる稿本をもて、某に謄寫さしめたれば、誤脫もありなむを、事のまげきにまぎれて、いまだ、一回見わたすことだに、得せずてなむありける。他日、閑を得たらむには、校正を加へむとす。見る人、その心を得てよ。

明治七年三月十日　重春

豐前志十之卷終

豐前志跋

和銅六年。詔諸國。撰風土記。蓋欲輯舊事。紀異俗。以傳上世之遺風於後代也。漢土古有采風之官。輶軒之使。亦此意乎。先王之用心。可謂深且遠矣。抑人有恆言。曰。讀史。要知治亂興廢之迹。是固然。而不知治亂興廢之迹。待風土記而始彰明也。譬如描人物禽獸。先審其鬚眉骨骼翎毛爪牙之搆造。而後悟其奔躍飛動之妙。蓋風土記之書。載錄故老之口碑。以傳舊聞逸事。誠有足補史闕者焉。而庙堂采之。以調風和俗。史官觀之。以鑑古徵今。風土記之選所係不亦重乎。九州古稱故國。見于古歌。錄于國史。傳于風土記。　神聖經營之績。歷然可指也。而我北豐居其一焉。惜乎風土記之書。殘缺不傳。其存者。出雲豐後僅僅二三而止耳。學者憾焉。亡兄櫻園有慨於此。嘗著豐前志。摭掇殘簡古乘故老口碑。及敗塚遺物。悉蒐錄之。凡北豐八郡。古今沿革。如示諸掌。其裨益史學之功。不爲

少矣。抑明治以來。設廢藩置縣之制。既而布市町村之制。山川鄉邑之稱。有與史乘牴悟者。往往令人生惑。要之。齷齪俗吏。不通古書。不解古言。臆測妄斷之所致焉耳。宜乎舊弊除而新弊生也。加之。風俗潰亂。人情漓薄。舉世滔滔。唯知詆西人餘唾。而　先王遺風土記之意熄矣。嗚呼世道之衰如此。他日滄桑之變。亦不可測也。則後之爲政者。欲觀上世之遺風。以知治亂興廢之迹。亦必有資於此書也。雖然。八十餘州之廣。　神皇德澤之洽。其故家遺俗。流風善政。猶有存者。豈特區區一北豐之云乎哉。滄海多遺珠。收拾之者。果誰之務歟。

明治己亥五月

弟重石丸識

渡邊重春翁略傳

渡邊重春翁は、豐前中津の人なり。本姓は國前直、其の祖、遠く、孝靈天皇の皇子日子刺肩別命より出づ。命の後、豐國直菟名手、景行天皇の朝に仕へ、熊襲の征討に與りて、大功有りし事、國史に見ゑたり。菟名手の末裔、玉手、欽明天皇の頃、豐前國吹出高濱の邊に居る。玉手より第廿七世の孫、右京進重國は豐前上毛郡日之瀬の城主たり。翁は其の九世の孫なり。家代々、古表八幡宮大宮司たり。翁、天保二年辛卯三月十日に生る。幼時、中津の殿人手島某に就きて、漢學を修む。十八歲の時、同國京都郡津積村定村豐後守直孝の門弟、名に從ひて、皇國學を修め、眼勉最、力む。直孝、その才學を愛し、敎導極めて懇篤、家號を櫻園と負せつ。また、自ら、唐めける名をつけて、欽英書屋とも云ひき。後大に悟る所有り。國を出でて廣く、大家に交らひ、斯學の蘊奧をきはめてひとて、おながちに、父に請ひて、嘉永三年四月、浪華に赴き、荻原廣道、櫻東雄、松浦道輔等に就き、又京に上りて、野々口隆正を訪ひ、それより、伊勢山田の里なる足代弘訓の許に遊び、轉じて、御巫清直に從ひて學べりざる程に、ゆくりなくも、眼疾に罹りければ、四年五月、恨を殘して、鄉に歸りぬ。病間猶、手に卷を放たず。伊吹の舍平田翁の書を讀むに及びて、大に、感ずるところ有り。わが道とすべきは、茲に在

りとて、やがて、其の息、鐵胤に乞ひて、歿後の門弟となりぬ。其の學統を重んずる事、斯の如し。

弘化四年丁未三月、從五位下に叙せられ、上野介に任せらる。明治二年九月、中津藩皇學校師藩方を命せられ、後、意に協はぬこと有りて、職を辭せしが、四年十一月、再、同校教授に任せらる。いとゞ、勤めいそしみ仕へし程に、斯學彌盛になり行き、學生翁然として集まり、實に、三百を以て數ふるばかりになりて、藩中、勤王の思想、益、旺に、興りきとぞ。

後又、藩費大助教に任せられしが、六年に及びて、式部寮より召されて、上京せしに、官幣大社廣田神社大宮司兼大講義に任せられ、同七年、龍田神社大宮司になされ、少教正に進められ、正七位に叙せられたり。それより、丹生川上神社、大鳥神社宮司を歴仕せしが、廿三年五月九日、病に罹りて、遂に、泉州堺浦の客舍にて、卒しき。享年六十、同地南宗寺に葬りぬ。翁、性剛毅にして謹直、德望世に高し。最、國典に遂く、兼ねて、漢學に達し、詩歌を能くす。特に、その長篇の詠歌のごときは、皆人の稱嘆する所にして、當時詞壇に獨歩せり。實に斯學の泰斗といふべし。

翁の或時の作に、

好新厭舊何輕薄、世態遷移瞬息間、俗士不知天祖訓、依然獨立不忘山、

又、雨のいみじう、降り續きける折に、

雨聲轟地不知晴、洪水滔天天柱傾、簷足斷來誰解補、空令日月失光明、

櫻花の散りぬる折、

惜しまれてことしも散りぬ世の中に羨しきは櫻なりけり

又自ら、肖像に題せし歌に、

いにしへのますらたけ雄が、たばさみて千尋射渡し、嚴をも通しゝ羽々矢、ぬきかざし一かきかきて、眞金をも切りし劒も、劒なすきたへる魂、鋏なすみがける魂の、働きのわざにぞ有りける、いそのかみ古き人のみ、利心の雄々しかる可き、重春も陰蹇たばりて、男子とし生出でしものぞ、かくしこそこの世は過ぎめ、云かしこそこの身は朽ちめ、劒なすきたへる魂、鋏なすみがける魂を、ます〳〵にこらしかためて、かくり世に働く時を、わは待ちをらむ、

かくり世も嬉しからじやは顯世にまさらむ魂のはたらき思へば

いづれも、慷慨の念より發せざるは無く、生氣凜乎として躍如たり。亦以て、翁の平生を知るに足らむか。翁の祖父重名、鈴屋本居翁の門に入り、弟子中の巨擘にして、

其の名世に知られたり。父重陰、亦、歌を能くせり。弟重石丸、またはやく、斯學を振作することを力む。男重兄も家學を奉せり。

こたび、重兄ぬしが、翁の遺稿豐前志を摺巻と爲して、世に出さるるにつけて、おほけなけれど、翁の略傳を草して、巻のはじめに巻き添ふる事、斯くなむ。

明治三十二年八月。

翁が女婿、　鴨脚秀克。

こたび、豐前志を世に出すにつけて、亡父が、曾て、系譜の末にふるし置きし曾祖父重名の傳記をも掲げつ。こも、亦、わが祖を念ふ微意よりにこそ。見む人、ふかおぼしてよ。

渡邊重兄識す。

渡邊重名翁略傳

渡邊重名、初の名は、堅石と稱す。豐前中津の人なり。父を越後守重堅と云ふ。家世々、吹出濱古表神社の大宮司たり。父の命により、兄石見守重喬の猶子となり、家を續ぐ。天明六年五月、從五位下に叙せられ、上野介に任せらる。人となり、磊落不羈、雄辯流るゝが如し。少き時、父に請ひて、京師に遊ばむとす。許されず。安永五年、竊に、家を脱して、京師に遊び、某氏名失に從ひて、漢籍を學ぶ。柴野彦助、栗山、賴彌太郎、春水、と交り善し。毎に、寢食を同じくす。共に、學資に乏しきを以て、常に、豆腐の滓を買ひ、飯に和して食とせしとぞ。一日、慨然として、思へらく、吾れは神州の人なり。何ぞ、神州の道を措きて、他を學ばむやとて、天明二年、伊勢に遊び、荒木田久老の門に入り、皇國學を受く。故ありて、再、京師に遊ぶ。嘗する事、殊に、甚し。久老、其の志を感じ、毎月、學資金若干を給す。後、久老世事を厭ふ意有りて、門を鎖し、子弟の來るを謝絶す。故を以て辭し去る。天明七年、本居宣長翁に從ひて、學を受く。學業大に進む。窃に慷慨する處有

りて、京師に遊ぶ。翁、歌を寄せて云はく、『都人まだふみなれぬ足引のやまとの道は君しるべせよ』『都人あらぬかたにぞ迷ふめる和歌の浦路も君しるべせよ』とあり。其の翁に信せられしこと、此の如くなりき。而して、翁が歌を寄せられし深意も、推して、知らる可きなり。當時、青柳種信、長瀨眞幸、及び、重名を以て、九州の三大家と稱しきといふ。藩主奥平侍從、（名は昌高、島津榮翁の二男なり。）贄を執りて、學を受け、俸若干を給せらる。藩士翁然として此れが門に入る。進修館（藩黌の名。）に、國典を講ず。一時の盛なる、以て、知るべし。蓋、重名大に、爲すところ有らむと欲す。其れ、奈何せむ、幕府權强く且、漢學人を痼し、時勢大に、不可なる處有り。終に、意の如くなること能はず。天保元年庚寅十二月廿三日、卒す。年七十二。中津東林寺に葬りき。（明治十七年、淨安寺に改葬したり。）子重蔭、孫重春、重石丸あり。皆、其の家學を奉せり。重名、交道最、廣し。其の交遊せしところ、皆、海内知名の士なり。中山愛親卿、日野資枝卿、芝山持豊卿、外山光實卿、松平樂翁公等の愛顧を蒙る事、最、厚し。旁、公卿の間に歷遊して、到るところ、欵曲ならざること無し。其の友とせし處、國學者には、本居春庭、同大平、長瀨眞幸、青柳種信、藤井高尙、橋本經亮、粟田土滿、鈴木朗、小篠敏、橘千蔭、村田春海、高田與清、清水濱臣、本間游清、正木千幹、漢學者には柴野栗山、賴春水、龜井南溟、三浦孖山、田能村竹田、脇愚山、松本愚山、倉成龍

渚、帆足萬里、畵工には、圓山應擧、谷文晁、呉春、片山東籬、木村兼葭堂、大西圭齋、僧侶には、大含、（豐前國正行寺住職、博學にして、畵を善くす。）月僊、（伊勢國寂照寺住職。）海量、立綱、（二人共に、近江の人にして、皇學に名あり。）海門、（京妙心寺の住職なり。）連歌にて、里村玄碩（重兄云、こは余が補へる也。玄碩は豐前宇佐郡の人、本姓は渡邊氏、連歌を以て幕府に仕へ、法橋里村氏を繼げり。）等、皆、一時の選なり。高山彥九郎の西遊せし時、亦、來り投宿して、共に、胸襟を披きたり。性敏捷、匹無し。曾て、奥平侍從に扈して、江戸に赴き、東海道を過ぐ。侍從、顧みて、重名に謂て云はく、先生、富士山かしこに見ゆ。歌無き事を得むや、とありしに、重名、聲に應じて云ふ、『ふじはたゞ綠の空に白妙の雪を重ねし高峰なりけり』。此の歌、最、人口に鱠炙せり。又、曾て、僧立綱と共に、宇佐大宮司到津三位（名は公古、歌、及び、書を善くし、當時、頗、名あり。）を訪ひ、半夜、百首を詠ず。重名、筆を援りて、立どころに成る。會、宇佐宮社内に演劇あり。重名、三位の室と共に、行きて觀る。雞鳴に歸りて見れば、二人猶、相、對して、苦吟せりと云ふ。此の事、今に、土人の談柄となれり。凡、兩豐有志の皇國學に從事する、實に、重名を以て唱首とす。文政中、古表神社に事あり。藩主に請願する事數回、省みられず。是に於て、江戸に赴き、直に、幕府に訴へむと欲す。一日、藩士某と共に、郊行す。某云はく、子の幕府に訴ふる、禍、且、測られざらむ。以て、止む可し、と云へり。たま〳〵、路、長濱を過ぐ。長濱は刑場なり。不日、死刑に處せられんとする者あり。土壇既に、成れり。重名、

趨りて土墳に坐し、首を延べて云はく、我が素志の決すること、此の如し、と云ひしに、某愕然として、深く其の膽に服したり、と云ふ。後、終に、其の志を果せり。或時の述懐に、『名もなき杜の木の葉を集めてもあすの烟は立てむとぞおもふ』とあり。以て、其の抱負するところのたゞならぬを想像すべきなり。田安大納言、其の名を聞き、之れを召さむと欲し、内命あり。一夜、夢に、富嶽に登る。旌旗林立、皷聲鼕々たり。登ること半腹にて、夢覺めたり。會〻大納言薨せし訃至れり。其の夢に、頂上に至らざる、蓋、或は其の兆ならむ。著す、しところの書、管の根、八十浦玉、深山の落葉、木柴の雪、木柴の殘雪、荻の古枝、神罰即報論、樂山樓歌集等あり。古事記傳略を著すしが成るに至らずして止みき。

（明治二十年五月二十二日、　孫　重卷、草す。）

豐前志附錄四件

重石丸云。このごろ、姪重兄、その亡父重春の遺著豐前志を校訂し、將さに、世上に公にせんとするにあたり、余にも、その由一言書きてよと乞ひければ、既に聊、卷尾に跋文をものしつ。さて、此の豐前志てふ書は、豐前風土記ともいひつべく、天下古今の沿革を知るに便よく、後世史學家の裨補となるべきは云ふもさらなること、彼の跋文に論へるが如し。且、豐前はわが先祖數十世以來の地にして、その數百年間何くれと行き合し事やも、我が家系と關係淺からねば、今いさゝか、これを志さんとす。かく嚴しく先祖の事を云ひ立つるは、昔人も遙々華胥古人所笑、とやらいふ言に似たれど、繼事修德は家聲を揚ぐる大孝と聞けば、子孫たる者豈默止し得べしやは。況して、我が祖なる右京の武勇、重名の德學、いづれも、名聲赫々汗青を照して後世に垂るるをや。その事たる、獨、我が一藩一家の私ごとにあらず。抑亦、世敎を裨補する一具ならむ乎。我が家系を按ずるに、『第二十七世祖、渡邊右京進、諱重國、爲城井之城主宇都宮民部少輔鎭房公、爲日之瀨城主天正十七年己丑年四月八日、公於中津川城主黑田孝高、被討之時、致粉骨之力戰、入廣津邑廣運寺而自殺、行年五十四』、とありて、當時右京の忠勇義烈、武技衆に冠絶し、後藤又兵衛と接戰して、遂に、又

兵衛をも逐ひ散らしたる目覺しき事等、また、その弟なる與吉郎といふ人の奮戰勇をあらはしたるよし、詳らかに、城井谷物語に見ゑたり。おのれ、此の右京の事に就きて、年久に、古文書の類を求め、猶、その委細しき事を知らま欲しく思ひしかど、便も得ずて止みぬ。然るに、去し年、廣池千九郎ぬし中津歷史ちふ書を著はして、いと懇に、豐前國の古き事ども論へる中に我が渡邊氏の事をも載せたり。その豐前に關する殘簡古牒何くれと摭ひ集められたる中に、城井谷物語の引用なきは、事繁さの餘りふと、心付かれざりしにや、口惜し。然るに、此度我が數子なる湯谷基守、豐前國本庄村の住人某氏の家藏せし古文書とて、天正年中豐前國知行御領之衆なる居城石高人名等列記せるものを得たり。其が中を見るに、四野瀨城番壹萬石渡邊、右京、と記せり。此の列記せる人數、大凡、三十名中、石高は概して、二三千石、或は七八千石までなり。それより以上は武萬石一人、壹萬石五人のみなり。されば、右京の當時壹萬石を領せしとあれば、勢力の程知るべし。猶、此の外、家老、中老、十二人姓名列記あれど、祿高は記しあらず。彼の家系中、日之瀨とあるを、重春の此の日字、決く、四字の誤寫ならんといふ說ありしが、今、此の古文書に正しく四野瀨と書けるを見て、いよ〳〵、家系と符合へるを悅び、實に心地よきを覺ゆ。其の他、今一通の古文

書には、豐前國城井谷城主宇都宮民部少輔鎭房時代、家中幕下衆とて、二十九名の居城人名を列記せる中に、上毛郡、四野瀨、渡邊、邊右京、とあり。そのつゞきに、家老中老と記して、二十五名列記し、物頭と題して、百四十四人ばかり人名を記し、又其のつゞきに、御小姓衆と題して、渡邊右京、渡邊與十郎、松田小吉、神崎三郎衛門、外九名の名を記して、右於中津城鎭房公と共に死すとあり。右の古文書を得て、右京の事蹟、いよ〳〵、明かになりつれば、うれしさ限りなく、いかでか默止して此の書を鏤魚に飽かしむべしやは。我が家に、むかしより、右京の舍利厨子といふものを傳へて、余が幼少き頃、朝な夕な拜み居たりしが、明治十八年三月、重春が祖先の墳墓を合葬せし折、その舍利厨子をも、中津淨安寺なる同墳墓に納めぬと云へり。さて、或人の余に問ひけらく、君が家は世々、吹出濱古表神社の神主にて、專ら、祭事を掌るべき世職なり。然るに、右京ぬしの戰事に奔走して、四野瀨城番とさへなり給ひしは武家めきて訝かし。若、然りとせば、其の間古表神社は誰氏に屬したるにやと、余答へて云ふやう、子の疑は一わたり理に似たれど、是れ全く當時代の風習をしらざる外見といふべし。後世にては、武士は四民の上に位して甚貴く、祠官は僅に、一社の用に從事して、其の勢到底武士に匹敵すべくもあらず。上古は勿論、中世とても

武士と神主と各、職を兼ねる者あり。之れを兼職といふされば、德川氏時代の布告文にも、禰宜神主等、於日本國者文武之士也、宜學神國文武之道、專可奉守國家事、また、諸國之禰宜神主等、守護地頭之家臣に候者可爲兼職事、とあり、嗚呼、神主をもて、文武の士と爲し、之に任ずるに國家守護の重任を以てす。當時、神主の士林に伍して肩身の廣かりしこと此れを見ても知るべし。況して、肥後の阿蘇、豐前の宇佐、筑前の津の津守、出雲の兩國造の如き、神主といへど、其の實、儼然たる弓馬の家なり。平常は祭祀に從事し、一朝事あれば、貔貅を叱咤して、折衝禦侮の勞をとる。是れ亦、兼職にあらずや。獨、神主のみならず、施いて緇衣者流にも及ぶ。興福寺、延曆寺、根來寺、伯州大山、本願寺、及び、我が豐前彥山、皆、然らざるはなし。されば、我が祖右京の神主にして、武事にたづさはれる事、何の怪しむべきことかある。故に、我が家むかしより、神事供奉の節も、槍を立つるの儀式あるも亦、上世兼職の遺風と申し傳へたりき。此の神主兼職の事たる、當時、戰亂の世なるが故とはいへ、實は神代の美風にして、豈、心爽に、雄々しき限ならずや。常州水戶藩にては義公、烈公、神祇を尊敬坐しし餘風として、古風のまゝ、神主と武家とは同等の取扱して、毫も異なることなし。此れによりて、明治廢藩後も、水戶領內の神主のみは、悉く、士族に列したれど、隣藩の神

主の如きは、大抵、平民籍となりて、貧苦零落の者多なりと傳承するは、いと聞きぐるしゝわが舊中津藩は明治維新に至りて、渡邊、重松、荒卷の三家のみ從前の藩士の取扱なる家格に準じ、士族に列せられたれど、其の餘、池永氏を除くの外、大概、平民に貶せられたりき。今の世となりては、神官は選擧被選擧の權もなく、剩へ、政事に喙を容るゝは、最嚴き禁制となりて、僅に、社務所にうづくまりゐて、世には蔑視せらるゝにいたりたるは、息衝かしき極にこそざる今の世の神官を見て、中世の神主も同樣とおもふは、全く時勢の變に心付かざるなりと答へき。今、或人の疑ある により、聊、その由、辨へて、その言のまゝを此に記しおくになむ。

廣池千九郎ぬしのものせられたる中津歷史中、我が祖父重名の傳を載せたり。その一節に、『重名、初名、堅石、云々。始、京師に遊び、漢學を學ぶ。柴野栗山、賴春水と交善し。云々。一日、慨然として悟る所あり。斷然、漢籍を擲ちて、志を皇學に立て、伊勢に至り、荒木田久老の門に入る。久老其の貧を憐み、學資を給す。天明七年、更に、本居宣長に從ふ。既にして、學力大に進む。茲に、慷慨する所ありて、京に出で、尋で、國に歸る。藩主昌高、贊を執りて學び、俸若干を給す。當時、世人、青柳種信、長瀨眞幸、及重名を以て九州皇學三大家と稱す。子重蔭、孫重春、重石丸、（道生館を櫻町に開き、門下多く名士を輩出す。）皆、其の家學を

奉、じ、各、一家を立てたり。云々』とあり。然るに、また、仝書、中津盛衰沿革總叙中の一節に、『且又、和學は渡邊重名、水府學を傳ふるより、箕裘相繼ぎて、帷を下しけるが、此の時に當り、彼の門閥を以て相誇る處の上等士族、皆、藩立の學館に集ひ入りて、下等の士族は、自、その內に齒せられざるを憤ること歲久しき後なれば、其の反動として、下士の子弟は翕然皆、此の門に集り、隱然政治上の一要素となりて運動するが如き勢力を現出するに至り、遂に此の一派は皇學校を開き、置縣後、學館に合して、中學となるに至る。云々』とあり。此の兩節、よく當代の事情を洞察して、餘蘊なく、電擊雷發、筆鋒痛快、頗、我が家をして鼎呂より、重からしむるものあり。且、隱然政治上の一要素となりて、云々、の數語、尤、的切なるを覺ゆ、されど、下士の道生館に集るを以て、其の反動の結果となし、又、我が國學と水戸學とを混視したるが如きは、いさゝか、其の正鵠を失ふに似たり。今、左に、ぬしの考へ洩らされたるを補ふ所あらんとす。決して、我田引水の言として莫尤(なさが)めそ。それ、幕府漢學の盛時に當り、苟、國書を繙き、神皇の大義を天下に發輝したる者は、實に、本居翁となす。其の學の醇にして正なる、今更に、云ふまでもなし。然れども、其の弊や國書を講ずる徒の、多くは、鴛蛙花柳の軟骨者流のみ輩出して、實用に乏しきに至る。水戸の學、國漢を折衷すとは

云ひながら、過半以上法を支那に取る傾ある一種の新學を創む。而して、尊攘の大義欝然勃興、神皇の大道も亦、此の外を出るに非れば、其の功亦、豈、沒すべけんや。是れ皆、世の瞶々たる普通國學者等の俗眼を以て窺破し得る所にあらず。故を以て、國學者の鶯蛙花柳の徒を脫却して、一も鯁直の氣を帶びたる說を唱道する者あれば一概に、之を目して、水戸學の一派かと誤認する者、往々にあり。蓋、重名の始めて、國學を豐前豐後等に傳播せしことは、誰れも知りぬることなめれど、此の時代や、幕勢赫々、藩論頑然、動かすべくもあらざりし勢なりき。此は獨、我が藩のみならず、天下悉く、然りとす。されば、重名の沒後は時勢に壓せられ、國學を講ずる者とてはなく、況して、尊王卑覇などいふ大義は、蕩然地に墜ち、その間、微々として、絲よりも細く、僅に、我が家にのみ、學脈を傳へたり。然し、別に、塾を開きて、子弟を敎育する等の事なく、時々歌會を開くに過きず。其の相會する者、老朽の藩士、或は婦女子、或は町人、或は盲人某々等にして、その微々たる、此を以て知るべし。嗚呼、二百餘年來、文恬武熙、苟且偸安、唯、幕府あるを知りて、朝廷あるを知らざりし士大夫の迷夢を霹靂一聲もて、打破したるは、實に、我が道生館を嚆矢とす。重石丸の道生館を開くや、專ら、敬神尊王の大義を執りて、子弟を鼓舞し、重名以來の學風を、更に、振起せり。

其の薫陶の及ぶ所、增田一輩の志士輩出し、隱然他日新乾坤を造らむと欲する原動力を醸成し、一時、人聽を竦動せしものあり、この時にあたりてや、天下既に、騒然、四海鼎沸、勤王の士、國中に彷徨し、頻々、余が家をも來り訪ひ、共に當局の姑息を慨歎せり。これによりて、幕威を假る閥家の力味助狐疑ながらも、稍、其の向ふ所を知るものゝ如く、其の他、漢癖者流も、始めて、國書を繙くことを知るに至りしなり。看よや、中津勤王論の淵源は、その果して、何にかあるを。是より曩に、家の歌會に、上士の耆老先生なども、折々、列席したることありと雖も、其の言や、花鳥風月の談にあらざれば、則、德川樣の有難話を聞くのみ。勤王論などいふことは、所謂、藥にも爲度もなかりし程の事なりき。『古宇田姑山翁の物語に、今より七十年前、當時の著書、（盜、日本外史等乎、）に、勤王の字あるを見て、學館の教授、及士大夫等、始めて武門も、亦、朝廷の爲に働くべき義務ありや、と怪みけり、云々、』と中津歷史に云へるを見ても、內藩當時の事情を窺ふに足りぬべし。然るに、伏見の一戰、幕鹿の驍れし報を聞くや否、佐幕黨も、漢癖者流も、一種の洋學派連も、悉く、勤王論を唱へて、おのれも、始めよりかゝる主義を抱きたりとて、面を蒙り換へたるは、いと、片腹痛し。殊に、その一種の洋學派連の如きは、我が道生館を目して、田舍學者云々の評を下したるよしなるが、實に、笑止

千萬の限りなり。中津には、道生館ありてこそ慷慨悲歌の士は出でたるなれ。若然らずと云はゞ、彼の輩、當時、果して、如何なる議論を抱持して、よく、藩政に輕重の影響を及ぼしたる事ありしか、聞かまほし。嗚呼、物換り、星移り、宿儒老師は、既に、凋謝し、有爲の壯士、亦、既に物故する今日にいたり、獨、彼の輩をして、其の口舌を弄せしむ所謂、佛なき所に、尊を稱する者といふべし。余此の事に就き、別に、痛論せるものあれど、甚長ければ、今は要旨のみ摘出して、かくは慙かしおくなり。

中尾豐岳は重石丸の門人なり。嘗て、善教寺普善師の紹介を以て、我が門に入り、教を乞ひ、增田宋太郎、柳田六郎等と、數々、討論を試み、其の薫陶により、後遂に、勤王論を唱ふるに至る。亦、一奇僧也。普善師は今も現存せり。先日歸津の節、面會したりき。中津歷史豐岳の本傳中渡邊重春に從ひ、皇學を學ぶとあるは穿鑿粗し。

豐前國閻無濱龍王宮の祭神に就きては、學者各、見る所ありて、更に、一定せず。重春は斷然、その確信せる說を持して、先哲の未、考へ洩らされたる所を闡明し、載せて豐前志中にあり。然して、渡邊玄包翁も重春の說に左袒したりき。廣池千九郎ぬしの中津歷史にも、此の事を擧げて、其の注に『案ずるに、豐前志の著者は、元、大江社の祠官にして、龍王社とは敵なれば、其の說一概に、信ずべきにあらざれども、云々、』の

數十語を下したり。それ、古書の紛紜にして、考證の精確を要し難き、先哲と雖、萬慮一失なき能はず。故に、後進小子、若、其の精考を得たらんには、これを筆舌にわぐるも、亦、大道を明かにする一端にして、必しも、師說を墨守すべきにあらず。重春の意、元、道を明かにするにあり。故に、若、龍王宮にして、眞の古社ならば固り、意存なかるべし。豈、一家の私怨を以て大道を害せむや。且、龍王社に對しては毫も敵心なき也。されば、玄包翁も、其の說の當否上より、彼の說を採られしは公平の論といふべし。昔儒、嘗て、織田信長公を評して曰、公は神官の裔也、故に、佛法を排斥すと、是れと同日の論なり。若、果して、私意を挾みて云々するが如くならば、重春の德を傷るは勿論、此の豐前志全體にも少からぬ影響を及すものあり。蓋、千九郎ぬしも、聊、疑團を存して、決然案を斷せず。されば、彼の文の續きに、『其說く處、頗る剴切にして、且、古史傳の說、亦聊、疑意を存するを見れば、緣起の說も、妄りに、信ずべきにあらず』云々、とあり。但、敢字語弊ありて、いと、聞き苦し。

（明治三十二年九月廿三日）

解題

一、續日本紀に、和銅六年五月甲子、幾內七道、云々、土他肥瘠、山川原野名號所由、又、古老相傳舊聞異事、載史籍言上、云々、とあり。此の詔をうけたまはりて、國々よりたてまつりしは、所謂、風土記にして、實に、國史と相待ちて、古を考ふるに、こよなき典籍なりけり。而して、今現に、殘り傳れるは、僅かに、出雲、肥前、常陸と、此の豐後の數國に過ぎず。別に、風土記とて、傳はるも有れど、そは、おほむね、後の代になりしものか。又は僞書にぞ有りける。伴信友ぬし云ふ所謂、前風土記の中に、今全く、逸り傳れるは、出雲、肥前、豐後の三國と、常陸のが、大かた、在るのみなりあたらしきかも。これらを除きて、あだし諸國の全きものは、未、見ず。云々。又、中山信名ぬしの考に、豐後、肥前のは、たしかなる證もなければ、これ

も、和銅のを改定せしもにて、後世のものなり。然れども、文體も大かた、古雅もやと思はるゝなり。云々、とあり。此の書、或は、延長三年の官符によりて、勘進りしものにはあらじかと云へる人もあれど、おのれは、まづ、二氏の説に從はむとするなり。かにかくに、千歳もむかしの典籍にして、いと〳〵、尊ければ、こたび、一わたり校へ正して、豊前志の附錄として、添ふる事となしつ。

一、こたび、本書の校訂につきて、十部餘の異本を得て、參照せしが、傍訓はむねと、荒木田久老翁の校正本に從ひて、往々、愚見をも加へたり。

明治卅二年八月。

渡邊重兄識す。

校訂豊後風土記

渡邊重兄校訂

風土記　豊後國

郡、捌所、（郷、四十、里、一百十、）驛、玖所、（並小路、）烽、伍所、（並下國、）寺、貳所、（僧寺、尼寺、）

豊後國者、本與豊前國、合爲一國、昔者、纒向日代宮御宇大足彦天皇、（景行）詔豊國直等之祖莵名手、遣治豊國、往到豊前國仲津郡中臣村、于時、日晩僑宿、明日昧爽、忽有白鳥、從北飛來翔集此村、莵名手、即勸僕者、遣看其鳥、鳥化爲餅、片時之間、更化芋草數千許株、花葉冬榮、莵名手見之爲異、歡喜云、化生之芋、未曾有見、實至德之感、乾坤之瑞、既而參上朝庭、擧狀奏已上奉聞、天皇、於茲、歡喜之有、即勅莵名手云、天之瑞物、地之豊草、汝之治國、可謂豊國、重賜姓曰豊

國直因曰豐國後分兩國以豐後國爲名、

日田郡　鄉伍所、里一十四、驛壹所、

昔者纒向日代宮御宇大足彦天皇征伐玖磨嚫唹凱旋之時發筑後國生葉行宮幸於此郡有神名曰久津媛化而爲人參迎辨申國消息因斯曰久津媛之郡今謂日田郡者訛也、

石井鄉在郡南一、

昔者此村有土蛛蜘之堡不用石築以土因斯名曰無石堡後人謂石井鄉誤也鄉中有河名曰阿蘇川其源出肥後國阿蘇郡少國之峰流到此鄉即通玖珠川會爲一川名曰日田川年魚多在遂過筑前筑後等國入於西海、

鏡坂在郡西一、

昔者纒向日代宮御宇天皇登此坂上御覽國形即勅曰此國地形似鏡面哉因曰鏡坂斯其緣也、

靱編鄉在郡東南一、

昔者磯城島宮御宇天國排開廣庭天皇（欽明天皇）之世日下部君等祖邑阿自仕奉靱部其邑阿自久就於此村造宅居之因斯名曰靱負村後人改曰靱編鄉中有川曰玖珠川其源從玖珠郡東南山出流到石井鄉通阿蘇川會爲一川今謂日田川訛是也、（今謂日田川訛是也。其の義聞くす。術文か。）

五馬山在郡南一、

昔者此山有土蜘蛛名曰五馬媛因曰五馬山飛鳥淨御原宮御宇天皇御世（天武天皇）戊寅年大有地震山崗裂崩此山一峽崩落溫泉處處而出湯氣熾熱炊飯早熟但一處之湯其穴似井口徑丈餘無知淺深水色如紺常不流聞人之聲驚慍騰泥土二丈餘許今謂慍湯是也、

玖珠郡　鄉參所、里九驛壹所、

昔者、此村、有洪樟樹、因曰玖珠郡、

直入郡、　鄕、肆所、里、十、驛、壹所、

昔者、郡東、垂水村。有桑生之、其高極陵、枝幹直美、俗曰直生村、後人改曰直入郡、是也、

柏原鄕、在郡南、

昔者、此鄕、柏樹多生、因曰柏原鄕、

禰疑野、在柏原鄕之南、

昔者、纒向日代宮御宇天皇、行幸之時、此野有土蜘蛛、名曰打猨、八田、國摩侶等、三人、天皇親欲伐此賊、在茲野、勅歷勞兵衆、因謂禰疑野、是也、

蹶石野、在柏原鄕之中、

同天皇、欲伐土蜘蛛之賊、幸於柏峽大野、其野中有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕將滅此賊者、當蹶茲石、譬如柏葉而

擧焉、即蹶之、騰如柏葉、因曰蹶石野、

球覃鄕、在鄕北、

此村有泉、同天皇行幸之時、奉膳之人、擬炊於御飮、令汲泉水、即有蛇靈、謂於箇美、於茲、天皇勅云、必將有臭、莫令汲用、因斯名曰臭泉、因爲名、今謂球覃鄕者訛也、

宮處野、杇網鄕所在之野、

同天皇、爲征伐土蜘蛛之時、起行宮於此野、是以名曰宮處野、

救覃峰、在郡南、

此峰頂、火恒燎之、基有數川、名曰神河、亦有二湯河、流會神河、

大野郡、　鄕、肆所、里、一十一、驛、貳所、烽、壹所、

此郡所部、悉皆原野也、因斯名曰大野郡、

海石榴市、　血田、並在郡南、

昔者纒向日代宮御宇天皇、在球覃行宮、仍欲誅鼠石窟土蜘蛛、而

詔群臣、伐採海石榴樹、作椎爲兵、即簡猛卒、授兵椎、以穿山排草、襲土蜘蛛、而悉誅殺、流血沒踝、其作椎之處、曰海石榴市、亦流血之處、曰血田也、

網磯野、在郡ノ西南二、

同天皇行幸之時、此間有土蜘蛛二人、擬爲御膳、作田獵、其猶人聲甚譁、天皇勅曰大囂、阿須美因斯、曰大囂野、今謂網磯野者訛也、

海部郡、郷肆所、里、一二、驛、壹所、烽、貳所、

此郡百姓、並海邊白水郎也、因曰海部郡、

丹生郷、在郡ノ西一、

昔時之人取此山沙、該朱沙、因曰丹生郷、

佐尉郷、在郡ノ東二、

此郷舊名酒井、今謂佐尉郷者訛也、

穂門郷、在郡ノ南一、

昔者、纒向日代宮御宇天皇即勅曰取最勝海藻、都米、便令以進御、因曰最勝海藻門、今謂穂門者訛也、

大分郡、郷玖所、里、二二、驛、壹所、烽、壹所、

寺、貳所、僧寺、尼寺、

昔者、纒向日代宮御宇天皇、豊前國京都行宮幸於此郡、遊覽地形、嘆曰廣大哉此郷也、宜名頓田國、大分、今謂大分、斯其緣也、

大分河、在郡ノ南二、

此河源出直入郡朽網之峰、指東下流、經過此郡、遂入東海、因曰大分河、年魚多在、

酒水、在郡ノ西二、

此水之源出郡西柏野之磐中、指南下流、其色如酒、水味小酸焉、用

療痂癬、謂胖太氣、

速見郡、　鄉、伍所、里、一十三、驛、貳所、烽、壹所、

昔者、纒向日代宮御宇天皇、欲誅玖磨嚼唹、行幸於筑紫、從周防國佐婆津、發船、而渡泊於海部郡宮浦時、於此村有女人、名曰速津媛、爲其處之長、即聞天皇行幸、親自奉迎奏言、此有大磐窟、名曰鼠磐窟、土蜘蛛二人住之、其名曰青、白、又、於直入郡禰疑野、有土蜘蛛三人、其名曰打猿、八田、國摩侶、是五人、竝爲人、强暴、衆類亦多在、悉皆談云、不從皇命、若强喚者、興兵距焉、於茲、天皇遣兵、遮其要害、悉誅滅、因斯名曰速津媛國、後人改曰速見郡、

赤湯泉、在郡西北、

此湯泉之穴、在郡西北竈門山、其周十五許丈、湯色赤而有泥土、用足塗屋柱、泥土流出外、變爲清水、指東下流、因曰赤湯泉、

玖倍理湯井、在郡西、

此湯井、在郡西河直山東岸、口徑丈餘、湯色黑、泥土常不流、人竊到井邊、發聲大言、驚鳴沸騰二丈餘許、其氣熾熱、不可向昵、緣邊草木、悉皆枯萎、因曰慍湯井、俗語曰玖倍理湯井、

柚富鄉、在郡西、

此鄉之中、栲樹多生、常取栲皮、以造木綿、因曰柚富鄉、

柚富峰、在柚富鄉西、

此峰頂、有石室、其深一十餘丈、高八丈四尺、廣三丈餘、常有氷凝、經夏不解、凡、抽富鄉、近於此峰、因以爲峰名、

頸峰、在柚富峰西南、

此峰下有水田、本名宅田、此田苗子、鹿恒喫之、田主造柵伺待、鹿到來擧己頸、容柵間、即喫苗子、田主捕獲、將斬其頸、于時、鹿請云、我今立盟、免我死罪、若垂大恩、得更存者、告我子孫、勿喫苗子、田主於茲、大懷怪異、赦免不斬、自時以來、此田苗子、不被鹿喫、令獲其實、因曰

頸田、兼爲二峰名一、

田野、在二郡ノ西南一、

此野廣大、土地沃腴、開墾之便、無レ比、此土、昔者郡內百姓居レ此野、多開二水田一、餘レ糧宿レ畝、大奢已富、作レ餅爲レ的、于レ時餅化二白鳥一、發而南飛、當年之間、百姓死絕、水田不レ造、遂以荒廢、自時以降、不レ宜二水田一、今謂二田野一、其緣也、

國崎郡、鄉、陸所、里、一六、

昔者纒向日代宮御宇天皇、御船從二周防國佐婆津一發而度レ之、遙覽二此國一、勅曰、彼所レ見者、若國之崎乎、因曰二國崎郡一、伊美鄉、在二郡ノ北一、

同天皇、在二此村一、勅曰、此國道路遙遠、山谷阻險、往還疎稀、乃得レ見二此國一、因曰二國見村一、今謂二伊美鄉一、其訛也、

校訂豐後風土記　終

明治三十二年十月二十一日印刷
明治三十二年十月二十五日發行

著者　故渡邊重春　豐前國下毛郡中津町千八百八十番地
著者相續人兼發行者　渡邊重兄
印刷者　三島宇一郎　東京市神田區表神保町二番地
印刷所　弘文堂　仝

發賣所
仝　東京神田區錦町一丁目　明治書院
仝　豐前國中津郡古博多町　梅津書店
仝　大阪東區備後町　吉岡平助

豐城渡邊重石丸先生著

固本策

●全二冊　●木版美濃紙摺和裝●定價金四十八錢郵稅金六錢

本書は渡邊重石丸翁が滿腔の心血を吐露せられたる著にして、國史に基き、禮樂祭政は、政治上必須の要具なる義を說き、祖宗の遺訓は、萬世一貫の大憲法なりとの鐵案を斷せられたり。蓋、中古以來碩儒名士乏からずと雖、その說く處、或は漢に、或は佛に、或は洋に偏比して、俱に、五里霧中に彷徨し、悉く尊外卑內の陋見に非るは無し。飜つて、堂々抗顏し、國書を繙く者も、或は荒誕不經、索隱行怪の徒となり、鶯蛙花柳の巾幗者流となり、同是、人情世事に乏しく、他の嘲罵を受くるに至る。先生常に、之れを憂ひ、直に、群盲を排除し、爬羅剔抉、大道を闡明し、空前絕後の新天地を洞開せらる。看よ、卷中には、古語拾遺論、古事記論、神代記論、祝詞式論、萬葉集論、各、漢文を以て敍述せられたるを。其の論、公明正大、その文雄偉簡嚴、讀去つて疾風急雨の如く、颯爽肅殺、紙上聲有。附錄には、「讀論語」の篇有り。斬新奇警、腐儒の膽を破る。まことに、これ、前人未發の說

豐城渡邊重石丸先生著

學海針路

●全一冊　●洋製●定價金拾錢郵稅金二錢

本書は正學の蘊奧を摘發したる者にして、祖を尊び宗を敬ふは人道の儀則なれば、其の道は衣食よりも、急なる者ぞといふ義を說き、以て、本を忘れ、末に趨く徒を警醒し、その要、忠孝の大節に歸す、行文平易、意旨懇切、直に先生に親炙して敎を乞ふ如く、眞に、面命提耳の概あり、

東京麴町區富士見町六丁目九番地

右兩書發行所　道生館

エト6D-27

故渡邊重春翁著書目錄

古史傳拾遺　三冊　刻成
六史提要　三冊　刻成
近世神異紀聞　十冊　二冊刻成
諸神通用祝詞折本　刻成
打盥論　二冊
名二負杜　二冊
八代集錦乃佐以手　二冊
櫻園歌一集（長歌短歌）五冊　近刻
櫻園文集　一冊　近刻

古史傳目錄　三冊　刻成
敬義詮解　二冊　刻成
敬神略說　二冊　一冊刻成
豐前志　十冊　刻成
休暇漫筆　四冊
龍田考辨　一冊
萬葉集錦乃佐以手　二冊
櫻園詩集　一冊　近刻
櫻園祝詞集　五冊　近刻

重兄云、曾祖父重名の歌文の遺稿、いと〳〵、多し。存して家に在り。祖父重陰、亦、咏草一巻有り。而して、いづれも、未、世に出でず。これ等は、亡父の櫻園集と共に、合本になして、書名を渡邊家集と負ほせて、近き うち、櫻木に彫らむとする也。

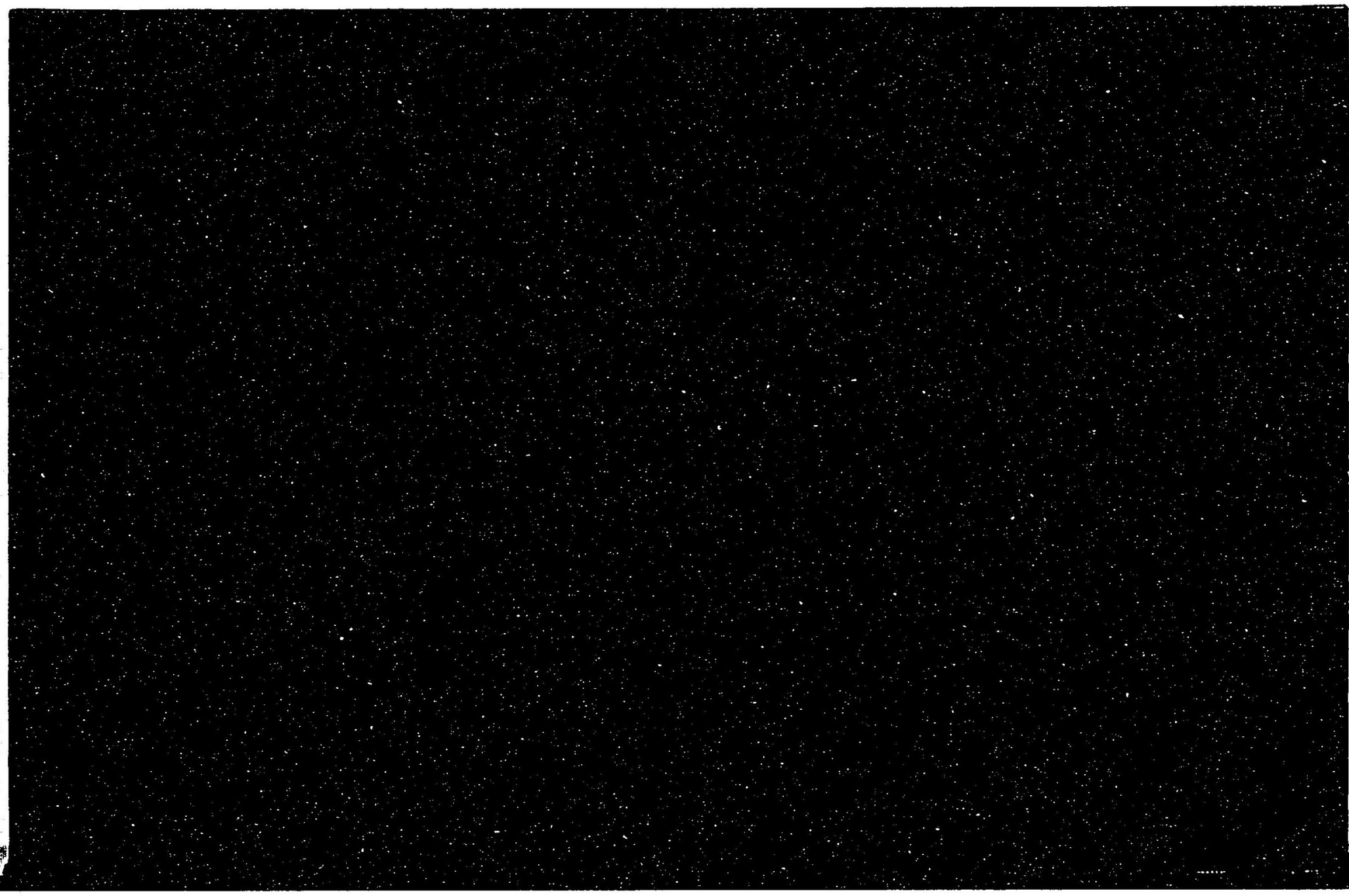

87
36

026312-000-8

87-36

豊前志

渡辺　重春／著

1冊

M32

ADC-4098